

# 大阪にふさわしい大都市制度推進協議会

## 第6回協議会 議事録

日 時：平成24年9月10日(月) 10:00～14:30

場 所：大阪市会 第6委員会室

出席者：浅田均会長、辻淳子副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、横倉廉幸委員、  
(名簿順) 今井豊委員、大橋一功委員、東徹委員、清水義人委員、林啓二委員、  
花谷充愉委員、中村哲之助委員、大内啓治委員、坂井良和委員、明石直樹委員、  
高山仁委員、木下吉信委員、柳本顕委員、小林道弘委員、山中智子委員

(浅田会長)

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから第6回大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を開会させていただきます。

大阪にふさわしい大都市制度推進協議会規約第6条第2項により、2分の1以上の20名全員の委員の先生方が御出席いただいております。定足数に達し、会議は成立していることをまず御報告申し上げます。

それでは、早速ですが本日の協議に入らせていただきます。

前回の協議会で申し上げましたように、まずは知事市長案で残るテーマであります財政調整について、知事、市長から提出資料に基づき説明をいただき、御質問、御議論いただければと思っております。その後、自民党さんから資料の提出、また知事、市長から財政調整以外にも資料の提出がされておりますので、それらの議論の時間をとりたいと思いません。

(花谷委員)

会長、ちょっと発言させてください。今の進行について。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

今、会長が最後のテーマの財政調整にとおっしゃいましたけども、前回会長が次回、つまり今回ですけども、今回財政調整について、次々回、つまり今回の次ですね、今回の次には区割りについて議論を起こしたいと言って閉じておられましたのに、その点違う発言になっておられるのでお答えいただきたいのが1点と、新聞の報道によりますと、今日のこの協議会に動議が出されて、ある新聞は強行採決をしてと書いてあります。その強行採決の中身がちょっとわかりませんが、当面ここで議論をするというような発言が会長からあったかに思うんですけども、このあたり冒頭に会長の、今日のこの進め方についてのお考え、それと知事なのか市長なのかちょっとわかりませんが、多数決で今回決めたいというような報道もありまして、そこらあたりが本当にそういうお考えで今日挑んで

おられるのかどうかを聞かせていただきたいと思います。

(浅田会長)

第1点目、財政調整、区割りについては次回、次々回と申し上げました。知事、市長からそのうちの一つの財政調整について資料が出てきております。それは当職の権限の中で扱わせていただいていた方がいいのかなというふうに思っております。

それから私の考えとしましては、この協議会はあくまで条例設置の協議会で、法定化されておりました。8月の末に新しい法律ですね、特別区設置に関する法律が通りまして、やがてこの協議会も法定化した、そういうところに移行していく必要があるという思いはしております。その時期に関してどうするのかということにつきましては、皆さんにお諮りする必要があると思っております。

以上です。

(小林委員)

今に関連して、今の話の中でこの協議会も法定化に向けた協議会に移行というふうに聞いたんですけども、法定化に向けた協議会っていうのはそれぞれ市会、府議会で議論というか決議とかをしまして、そやから別に直接、ここに書いてるように大阪にふさわしい大都市協議会の実現に向けた会議だと思ってるね。

(浅田会長)

もちろんそうですよ。

(小林委員)

それとね、今回うちの会派の、民主会派の方では前回の会議のときに維新さんの方から質疑を受けてるんですよ、質問。それを出してないんですよ。それは府議会と市会の方でしっかり議論しようと、しっかりしたものを出すために今日の、例えば財政調整制度の中身とかを受けながら、私たちの民主会派の意見を出そうということ今進めてるんですよ。ところが今花谷委員がおっしゃったように、片一方でマスコミの方から、うわさですよ、もう今日でこの会議が打ち切りやみたい流れが出てきてるというふうに聞いたときに、うちの議論の中でも、一体今進めてる議論はどないなんねんと、しっかりとこの現在の会議の一定の方向性とか、結論とかいうのをさせへん限り、何か雪崩的に次の法定的な協議会に、ただ会長、確かに今の現状を拝見させていただいたら、近いうちに法定協議会の設置というのはもう否めない事実というのはある程度わかるんです。府議会では第1党、市会では第1党と第2党でもう決まりそうになる雰囲気わかりますわ。けどしっかりとこの場で、せっかくつくってきたこの大都市の制度の中の一定の結論とかいうのがない限り、我々も今さっき、話を戻しますけども、次のときにしっかりとしたものを出そうと言うるときに、一体どうやねんという議論があるんで、そこに対する考え方なんかもね。

(浅田会長)

それはもちろん小林委員のお考えを念頭に置いて、この協議会を進めさせていただきた

いと思っております。

木下委員。

(木下委員)

実は、今回の新聞報道で一部強行にでもするんやという、非常に過激な発言をなさった方がこの委員さんの中にいらっしゃるわけです。前は橋下市長が、じゃあもう法定協議会行きましょうよと言うて、最後発言されたときに、会長がいわゆる当面の間は本協議会において議論を深めてまいりますという形で引き取っていただいたと我々は受けとめてます。ただ、今回財政調整をお示しいただいて、次の回に区割り案を示していただけると言いながら、次の日程決まってないんですよ。次の日程も決まらずにその追い打ちをかけるように報道で強行に、多数決で決めるんやみたいな報道があると、もう意図的にそういうふうな会長の方でハンドリングされてるの違うのかなというふうな不信感を持ってるんですよ。だからその不信感だけはきっちり払拭していただいて、そういう発言をされた、知事なのか市長なのかわかりませんが、きちっとこの場で説明をしていただかないと、まずこの協議会の位置づけについて否定されてるかのような思いを持って僕は今日ここへ臨んでるわけです。だからその辺のところは、きちっと会長の方で責任持ってオペレーションしていただきたい。そこの部分だけはお願しておきたい。次回の日程が決まってない状況の中で、新聞報道では打ち切って多数決で決めるんやみたいなことを書かれておったら、意図的にもうほんなら、そういうシナリオの中で、この会はアリバイづくりの会ですかと思わざるを得ないような運営がされてんのと違うかというふうな思いを持っています。

(浅田会長)

実質的に、1回目の協議会で申し上げましたように、これからの大都市制度のあり方とか、一般的な方向性ですよね、それから基礎自治のあり方、広域のあり方、それから財政調整等、今日議論になりますけど、別にアリバイづくりとかそんなんは思ってません。実質の話をここでやっていただく、協議していただいていると思っております。今までのところ、各会派からそれぞれのお考えを御提示いただいて、進め方に関しても前回特に公明さんの方から御教示いただいて、決してそういうことをないがしろにして進めてるわけではないということを、木下委員におかれては御理解いただきたいと思えます。

(木下委員)

それやったら、ああいう新聞報道の発言をされた方にきちんと会長の方から、この協議会の中で説明を求めたいと思えます。

(浅田会長)

中で説明って、場外で、場内で正式な場はここだけです。ここで発言のあったことに関して私は責任あると思えますけど、場外で、どこでどういう発言をされてるかっていうのは網羅的に把握しておりませんから、それは私の関与するところではないと判断しております。

(木下委員)

ということは、会長は今日の会合で強行的にでも法定協議会への移行なり設置を求めるということについては一切あずかり知らん話やと理解してよろしいか。

(浅田会長)

白紙です。

(木下委員)

白紙ですね。ということはそういうことはないんですね。

(浅田会長)

白紙だから、否定も肯定もできません。何が起きるか、これからどういう議論がなされるかっていうのは皆さんまだわかりません。私もわからないわけです。

(木下委員)

あのね、実際新聞等の報道ではそういうふうに書かれてあるんですよ。そういう発言された方がいらっしゃるから、どういう意図を持って言われたのか、きちっと説明をしてもらいたいということを、その説明をしてくださいということを会長を通じてお願いしていただけないかと。

(浅田会長)

これね、新聞報道っておっしゃいますけどね、100%が100%全部真実が報道されてるとは私ども判断しておりません。全く100%捏造、虚偽と言っているものから、半分曖昧なものから、かなり正確なものからというふうな分類ができると、個人的には思っております。それらの全ての外部で流されることに関して、当職は議題に上げるということをお求められてるとは思っておりません。

(橋下委員)

会長、済みません。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ただそうは言っても、きちんと議論をする場でもありますので、その新聞報道、新聞報道と言われてるところのどういう事実のところなのかっていう、その事実をもうちょっと具体的に言っていたら、新聞報道でもいろんなことが報道されていますから、その部分の、今気にされてる事実をまず挙げていただいたらまずそれがどうなのか、その存否についてももしそういう事実があったということであれば、それはそれなりに説明が必要か

と思いますので、どの部分かをちょっと明らかにしてもらいたいんですけども。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

たしか8月29日ではなかったかと思いますが、参議院で大都市における特別区の設置に関する法律が制定されたのを受けて、知事ないし市長が定例、あるいはぶら下がりの記者会見でこの、今行われてる大阪にふさわしい大都市制度の協議会を法定協議会に、打ち切って法定協議会に移行するのか、どういう形で法定協議会の設置を求められるのかわかりませんが、この協議会の席上で最後は過半数、多数決で決をとってそちらに移行するというような旨の発言をなされたという新聞報道がございました。この協議会の場で多数決をなさるといふ部分の真意と、それから我々が、我々というか私が先ほど会長に申し上げたように、次の日程も決められずに、いわゆる次の日程は区割り案を示される日程なんですけども、その日程がコンクリートされてない状況の中でそういう発言をされるということが、極めてこの協議会の位置づけを形骸化させてるんじゃないですかと。この協議会の位置づけをどのようにお考えですかという不信感を持ってこの場に臨んでますんで、そういう発言をなされたのかどうか、捏造、それもさっき会長がおっしゃったように、マスコミが勝手に捏造されたものなのかという部分の真意も含めて御説明いただきたいと思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

そうしますと、木下委員が確認された報道で気になってる部分は、打ち切りという言葉は入ってないんですね。それでよろしいですね。

(木下委員)

僕の印象の中では。

(橋下委員)

よろしいですね。会長、よろしいですか。打ち切りとはどこの報道にも出ていません。ただ、法定協議会の必要性については僕もメディアには訴えかけています。これは前回のこの協議会の場で、自民党の花谷委員から、この大都市制度のあり方というのは、ちょっとごめんなさい、これ発言が正確でなければ申しわけないんですけど、訂正していただきたいんですが、市長が、知事が、とにかく選挙で決めるようなものではなくて、最後は住民の皆さんが決めるものなんだという趣旨の発言がありました。住民の皆さんの住民投票で決めるものなんだと。これは公の場ではっきりと明言されました。そうであれば、住民の皆さんにきちんと判断していただけるように選択肢をつくらなければなりません。です

から、逆に自民党の皆さんは選択肢づくりまで否定されるのかどうなのかっていうところをはっきりしていただきたい。ただそこが、我々はその選択肢づくりをするためには法定協議会でその選択肢を作ること、これが法律で定められてるところですから、選択肢をつくろうと思えば法定協議会に移る必要があります。ただ、この協議会を直ちに打ち切るかどうかというところは、これは誰もそういう話はしておりませんから、少なくとも法定協議会はやっぱり早く設置して、そこで選択肢、住民投票に付する選択肢案をつくっていく、それは僕もメディアには言っております。選択肢づくりです。だから法定協議会を設置しないと選択肢は作れませんので。あとは財政調整と次、区割り案の話があるじゃないかという話なんですけど、この協議会の帰趨についてはまたこの協議会で色々議論あるところかとは思いますが、今の区割り案とか財政調整っていう話は、この協議会でも議論はできますけれども、法定協議会でも議論はできます。ですから、僕は今回財政調整についての一つの試案を持ってきましたけれども、次に区割りについての一つの試案、これも鋭意今努力して、その材料をそろえるように各区長と協議をしながら進めておりますが、これはこの協議会の場でなくても、法定協議会でも議論はできます。ですから、ここの協議会を打ち切るかどうかなんてのは誰も言ってませんから。ただ法定協議会の設置というのは、花谷委員が言われた住民の皆さんに決めてもらうための選択肢をつくるためには、法定協議会の設置はとにかく早く必要なのではないでしょうか。

(木下委員)

答えになってない。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

まず、住民投票についての考え方ですけども、法定協議会を設置されて、そこで府民、市民に対して目指すべき大都市制度っていうのはこういうことですよというのを法定協議会がつくって、計画を作って、その法律に沿った形で計画をつくって、協定書っていうんですかね、それをお作りいただいて、これに賛否を問わなければならないということになってますね。その前段に府議会、市会でこの協定書に賛成か反対かという手順があるわけで、我々は慎重になってますので、この法定協でその計画づくりに参加するかどうかという態度はまだはっきりしてません。ただ、法定協で計画を作って、議会で通って、その上で住民投票、議会が通っても住民投票で通らなければこれは成り立たない。選択肢とおっしゃいましたけども、選択肢じゃないんです。一つの案を提案されているのは知事、市長ですので、そちらで計画をおまとめになって、法定協に提案して、法定協で決めていただいて、議会を通してそして住民に判断していただくということですので、最終的には住民がお決めになることですので、我々はそれまでにこの都構想というものの必要性について今一生懸命議論してますし、形が出てきたときにはまたそれに対して我々はどんな、どの立場でなるかわかりませんが、意見を言っていけないといけない。その出口のところは住民投票やと申し上げたんです。選択肢でもないということも1点申し上げます。ちょっと

待ってくださいね。

もう一つ、ちょっと木下委員からお話がありました。私は冒頭にこの新聞の報道のことについて質問させていただいたのは私なんですけどもね、移行って書いてあるんです。10日にある、今回のこの推進協議会で法定協議会への移行を採決したい。その協力を求めると、こう書いてあります。この協議会が法定協に移行するのかがどうかっていうのは、ここでの話じゃないんです。府議会、市会でそれぞれ法律が通りました、法定協のメンバー、そこに入るべき人ってというのはこういう人たちなんですと。規約はこうなんですと。会議の進め方はこうしたいんですっていうのを府議会、市会に提案をしていただいて、そこでオーケーになって初めて法定協になるわけですね。ここで話しすべきことでは、法定協にどうのこうのっていうことではないと思います。私が冒頭に聞かせていただいたのは、法定協へ移行を採決したいということで、過半数になるように協力の要請があったと。それでそうするというような報道なので、じゃあここでどういうことをお決めになろうとしている発言なのか聞いていただけませんかというのが僕の2番目の質問やったんです。

(浅田会長)

あのね、花谷委員。法定協云々の問題は、私たちはこの協議会を条例に基づいて運営させていただいております。私たちがこの委員会に求められていることってというのは、条例の中に書かれてあります。それにのっとって、私は自分の定義されておる職責の範囲の中で協議会を進めさせていただいております。その中には、法定協議会ってというのは当然のことながら入っておりません。委員がおっしゃるとおり、それぞれの議会で御判断されることやと思っております。私どもは、この条例に基づいて粛々と進行させていただいているだけなんです。その点を御理解いただきたい。

小林委員。

(小林委員)

そやからね、今会長がおっしゃったように、条例に基づくこの協議会は、題名に大阪にふさわしい大都市制度の推進協議会でしょう。私はそういう考えで入ってましてん。だから大阪がどういうふうな形にふさわしい、今後発展する形をつくったらええんかという議論の場やと思ってるんですよ。法定協議会というのは、もう既にそういう議論なしにして、特別区を設置するという前提の法定協議会になってるわけでしょう。つまり片一方で今回のこの、大阪にふさわしい大都市制度の議論は、そのふさわしい大阪をつくる時に都構想で実現するのか、いやいやそうじゃなしにこんな形もええじゃないか、こういうふうな対案を出すやないかと言うて議論をする中で、最終的にどの方向に行くのかがわかりませんが、それに向けてさまざまな形の議論をしようというのが大阪にふさわしいこの条例設置の協議会でしょう。それと、法定における協議会の中身とは全然私は違う、性格が違うものやと思うんですわ。それはこの場の中に議論が出てくるということが非常に理解に苦しむんです。ですから、少なくとも本当に法定協議会を設置して次のステップに進むならば、一旦この大阪にふさわしい大都市の制度の結果とか結論とかいうのをしっかりと市民に対して説明責任を果たさない限り、中途半端に終わるんじゃないですかというのが我々の会派の中で議論してきた中身なんです。

(浅田会長)

それでは今、そういう小林委員からの御発言がありましたので、前回に続いて協議を再開させていただきます。

それでは早速ですが、本日の協議本体に入らせていただきます。

まずは知事、市長案で残るテーマである財政調整について知事、市長から提出資料に基づき説明いただき、御質問、御議論いただけたらと思っております。そののちに、自民党さんから資料の提出があります。また、知事、市長から財政調整以外にも資料が提出されておりますので、それらの議論の時間をとりたいと思っております。

それでは、橋下委員から財政調整の説明をお願いいたします。

(橋下委員)

資料1を使って説明させてもらいたいと思います。まず1枚めくっていただいて、今回資料として提出しました、この財政調整制度といいますか、これはあくまでもシミュレーションといいますか、そういうものです。これで財政調整制度が確定していくということではありません。何を仮説として立てたかといいますと、特別自治区として大阪市内の中に幾つか独立した自治体を作った場合に、本当にその自治体として、基礎自治体として本当にそれをやっていけるのかどうなのか、これが一番御批判のあるところでした。結論としては、やっていけると。それは財政調整制度の作り方にはよりますけども、きちんと独立の自治体として、独立の基礎自治体としてやっていけるといふ、そういう一つの結論が出ております。これはそこまでの結論でありまして、あとは詳細設計は更にその区割り案等に基づいてしっかりやっていくということになりますけれども、大阪市内に独立の基礎自治体を作ってやったとしても、これはきちんと財政調整制度の作り方いかんによってはきちんとやっていけるといふ、そういう結論に至った。それを証明するシミュレーションであるということをご理解ください。要は今大阪市役所が予算編成権、これは市長が一つの予算編成権を持ってるわけですが、大阪市内の財布が1つの財布になってまして、ある意味ここで井勘定的に各区各区に予算が配分されてる状況です。これを、今の大阪市役所のこの体制でもできてるわけですから、当然これを分けてもできるのは当たり前なんです。制度の作り方によってできるのは当たり前なんです、ここでシミュレーションとして立証してる場所は、一番財政的に厳しい、一番の状況、それを設定しました。財政的に各自治体が厳しくなるような条件を設定して、それでもやりようによってはできるという結論になりましたから、後はその組み立て次第でいかようにもできる。その財政的に一番厳しい状況というのは、大阪市内24区の状態でも財政調整制度、これがきちんとできるという結論になっています。24区の状態というのが一番、それぞれの区として財政的に一番厳しい条件設定になります。これは当然でして、中央区や北区のように一番収入の高いところと、それから一番収入の低いところ、この格差が一番生じるのがこの24区の状態です。この24区を幾つかに再編していきまると、赤字黒字のところを合わせていくと、当然その格差が縮まってきます。ですからこの24区の状態というものが一番格差が一番広がる状態。それでも制度として成り立つということは、24区を再編すればなお財政調整がきちっとできるということになります。一番言いたいところはそこでありま



して、あとは色々な理論値で数字をはじいておりますから、現実の数字はこれから大阪市の決算なんかを使いながらきちんとやっていかなければいけませんけれども、理論値で今回数字を色々はじいております。じゃあそういう財政調整制度を使っても、自治体として運営できるのかと言え、この裁量経費というところについて後で事務方から説明させますけれども、各自治体できちんと予算編成、独自に予算編成し得る財源というものも、理論値でありますけども、今大阪市全体で2,000億円程度という数字が出てきます。ここはいろんな議論がありますからまた詰めて議論させてもらいたいと思うんですけれども、そういう予算編成の対象になり得る、そういう2,000億円の財源ですね、これをきちんと財政格差が一番縮まるような状況で配分し得るというシミュレーション結果になっております。

あと、事務局の方から数字について説明していただけますか。もう僕が説明するよりも事務局の方がきちんと正確にできますので。

(木下委員)  
会長。

(浅田会長)  
認めます。

(木下委員)  
ちょっと1つだけ、いいですか。ここは基本的に冒頭第1回のときに申し上げたように、公選職ばかりできちっと議論しましょうよと。選挙に選ばれた人間だけがこの会に集うて、しっかりとその民意をくんだ公選職の人間だけで議論を深めていくという場ではなかったんですか。

(浅田会長)  
そうです。

(橋下委員)  
あくまでも、議論は我々でやりますが、説明はやはり事務局を使うのは全然問題ないと思いますから、資料の説明のところまでは事務局でやってもらって、後の議論はしっかり公選職でやりましょうと。

(花谷委員)  
市長の方がわかりやすいですよ。事務方より市長の方が絶対わかりやすいです。

(橋下委員)  
じゃあまず、ざっと説明させて、その後御質問してください。

(花谷委員)

ざっと市長がやってくださいよ。

(橋下委員)

それはもう事務局でいいじゃないですか。それが一番政治と行政の役割分担で民主党政権が失敗したところなんですから。やっぱり事務方は事務方でしっかりやってもらいましょうよ。

(花谷委員)

失敗しないじゃないですか、市長やったら。

(松井委員)

もうこんなもん、無駄な、止めるような話やめましょう。

(事務局)

済みません、事務局の山口です。知事、市長から一応指示を受けて試算をしたものということでこの資料について御説明差し上げたいと思います。突然ですので、まず構成から御説明差し上げます。

表のページをめくっていただいて、目次というところをお開きいただきたいと思います。章としては4章だてということで、まず最初に大阪市内の各行政区の財政状況についてそれぞれ歳入、歳出、それをまとめた財政構造について分析しております。その上で2つ目として、府市再編による財政の影響ということで、仮に特別自治区というものが作られたらどういう財政的な影響が起こるのか、こういうことについて2つ目の柱で分析しております。それを受けまして、3番目で。

(花谷委員)

座ってもうたらどうですか。

(浅田会長)

御親切にありがとうございます。

(事務局)

3番目に制度設計試案ということで、基本的なフレームを御提示させていただいて、それに基づいて4番目で財政シミュレーションということで、40パターンについてシミュレーションさせていただいております。こういう資料になっております。

ざっと少し、7ページ以降の御説明をさせていただきます。まず7ページ、各区の財政状況ということで、8ページですけれども、これは御案内のとおり市内の税収というものに着目した場合、中央区や北区といった都心部に集中しておりまして、大体多いところと小さいところで12.7倍の格差がある。仮に地方交付税を各行政区に割り当てても、なかなかこの歳入の偏在というのは是正されないということで、これはあくまでも推定とい

う、交付税を割り当てた数字ですけれども、中央区と城東区で6.6倍、こういう結果になっております。

以後、9ページ、10ページ、11ページとそれぞれの税目ごとの偏在性とかそういうものを少し表に入れて分析させていただいております。

続いて16ページ、歳出の方ですけれども、これを見ていただくと各行政区の歳出というのは、結果ですけれども通常西成区と最少の福島区で1.7倍の差があるんですけれども、この大きな差を生んでる要因としては生活保護費があるということで、この部分を控除いたしますと差は1.2倍になる。生活保護費以外の義務的経費についても、控除をしても1.2倍ということで、ほぼ生活保護費が各区の行政歳出に大きな影響を与えているということが見て取れるということでございます。更にこの歳出の中に、各区が裁量で使える経費がどれだけあるのかということも次で分析しております。ただ、これはあくまで先ほど市長の御発言がありましたように理論値ということですので、実際は詳細な積み上げが必要かと思えますけれども、一つの交付税制度というものを活用して、各区の経費を標準的にどうしても要る経費、それプラス生活保護費、それを除いた裁量経費ということで分けますと、大体大阪市トータルで2,000億円程度の裁量が働く経費、こういうものが設定されるのではないかというふうに考えております。この裁量経費の人口1人当たりの平均は7万5,000円ぐらい。最大が中央区の8万9,000円、約9万円ですけれども、それと最少の福島区が6万9,000円ということで、約大体现行の大阪市内では1.3倍ぐらいの差があるんだらうと、こういう形になっております。こういうのを受けまして、20ページで少し各行政区の財政状況ということで、取りまとめをしております。基本的に大阪の特徴といたしましては、府市ともにまず交付団体である、府市で臨財債を入れてトータルで約7,000億円の交付税を受け取っているということがまず一つ特徴としてあると思えます。更に見ていただきましたように、税収は都心の3区に集中しておりまして、非常に税収格差が大きい。歳出の方は生活保護を除けばほぼ市内の方は均等、1.2倍程度ということになるのではないかというふうに思っております。これが行政区の歳入、歳出の財政分析の状況という形になります。

22ページ以降で、こういう中で府市再編という、特別区というものを設置した場合、どういうことが起こるのかということをおざっぱに分析させていただいております。まず一つは、当然特別区を設置し、広域自治体に広域機能を集約するということになりましたら、事務の再配分ということが起こりますので、現行の大阪府と大阪市にある、これは法定事務と任意事務という分け方、大阪市の場合は政令市ですので大都市特例事務とそれ以外の市町村事務としての法定事務、任意事務、これが仕分けがされて、それぞれ広域的な部分は広域自治体に、基礎的なものは特別区に編成されるということになるかと思えます。こういう仕事の再配分に合わせて、財源についても移転がされる、移転の仕方としては3つということで、一つは地方財政制度、例えば法定事務とかであれば当然、国の措置によってお金が移ると、こういう形での移転。2つ目は自ら今回の試案に出しております財政調整制度の中で移転をさせていく、それ以外についてはそれぞれの団体で予算化をして、負担、委託で移転をするという形が考えられるかというふうに思います。

23ページはこういう状況を受けまして、財政調整が必要だということを改めて整理したものでございます。以後24ページ、25ページで少し資料をおつけしております。

26 ページで、こういう財源移転とともに再編によるコストということで、これも理論値になります。実際になかなか8区というのは更に詳細な検討が必要かと思えますけれども、当然一政令市が数区の特別自治区になるということになれば、理論的には一定のコストがかかるであろうということで、その計算を一定しております。これについても、あくまで交付税算定上ということで、現実の数字というのは更に詳細な設定が必要かと思えますけれども、ほぼ標準的な経費が要するという交付税で把握しております。項目は、この表のところに書いてますように議会、行政委員会、人事、財政、各局の総務部門ができる、あるいは窓口も増える、あるいは消防も仮に今は大阪市内で1消防ですけれども、24消防署になる、これは保健所も今大阪市内は1保健所ですけども、24保健所になるということで、再編すれば最大約800億円ぐらいのコストがかかるのではないかとこのように試算しております。ただ、この800億円というのは、それがそのままということではなくて、当然例えば消防であれば24に分けずに1消防にするでありますとか、保健所も1保健所じゃなくて、1つとか8にするということになれば、経費は当然下がってくるわけでして、こういう広域化が最適な事務について、最適な体制というのを整えることによって、約200億円ぐらいに経費を縮小することが可能だろうというふうに分析させていただいております。800億から200億ということですけども、この増えるコストというのは当然財政調整の中で吸収ができるというものではありません。財政調整は現行にあるお金をどう配分するかということですので。800億から200億というのは違う形で再編コストというのは吸収する必要があるだろうということで、先ほども言いましたように最適な事務形態をまずつくるということ。それと更に府市が統合、今現在府市統合本部でやっておりますけれども、府市統合していけば当然に類似重複の部分というのは解消されていきますし、経営形態等見直していけばそれなりの財源が上がってくるということで、今現在も約200億円ぐらいの削減額というのをさせていただいておりますけど、こういうもので吸収される。あるいは更に府市の中で適正な人員配置等によって行革努力をする。それと最低限必要な部分は、国に地財措置を求めるといような形で吸収することは可能ではないかというような試算結果になっております。

こういうことを少し前提に置いていただいて、3の制度設計試案ということで33ページ、34ページですけれども、案を作らせていただいております。制度設計のフレームというのは2つで、この絵の中に書かせていただいておりますけれども、それぞれ各区ごとの交付税等を積算した上で再配分をするというやり方ですが、絵のところは配分主体が大阪都なのかあるいは特別自治区の共同機関なのかという違いだけで、手法としては同じという形になっております。その手法というのは、後ほど説明しますが、最初に知事、市長案でお示された各区に交付税を個別に適用していくという部分については、23ページにあります約1,500億円ぐらいの交付税増加というものがもたらされますので、この試案では検討の対象にしていない形になっております。ということで、最初に御説明した2つのフレームで試算をしております。その特徴としては、まず調整財源ですけれども、東京都との違いから少し御説明させていただきますと、基本的には交付税を調整財源にする必要があるだろうということです。これは東京都は交付税は、当然不交付ですし、調整財源のもとにならずに普通税の三税だけでやっておりますけれども、大阪の場合は交付税、それに加えて法人住民税、固定資産税、特別土地保有税の三税、これを基本に調整財源にする。

更に偏在度の高い各区ごとに非常に偏在度の高い事業所税と都市計画税、これは目的税ですけれども、これについても加える方向で検討する必要があるだろうというふうに考えています。後ほど説明しますが、どの税目を調整財源とするかどうかというのは、財政調整をする規模に応じて検討する必要があるというのが一つのテーマでございます。2つ目は交付税の算定方式ですけれども、これは東京都と同じように特別自治区全域を一の市町村とみなす一体算定を軸にやらせていただくということで、各区ごとに個別算定をして積み上げというのではなくて、一の市町村とみなし一体算定をするということで考えております。更に配分基準、これについてもいろんなやり方はあるんですけれども、このシミュレーションでは現行の大阪市の行政サービス水準、これは平成22年度決算をベースに分析をしていますけれども、22年時点の大阪市の行政サービスを全て確保できるようにということを前提に配分しております。あと、留意点として今後の課題ですけれども、課題とこの制度設計試案の特徴ですけれども、一つはどのような区割りであっても適応可能な制度設計というのについて留意したということでございます。更に先ほど言いました増加コストについては、これから事務の最適化の工夫とか、あるいは府市統合によって吸収していく。更に今後の検討課題としては財政調整の主体について特別自治区の共同機関にするのか、あるいは広域自治体でやるのか、こういうものが今後検討が必要であろうというふうに考えております。更に事務の再配分に応じて当然お金の移動というのがありますので、そのことも自治体で考える必要がある。それと制度ができた後しっかりとそれをチェックし、制度改善をしていく仕組みとして協議を行うための調整の主体者とか公選区長が入った協議の主体というものをつくる必要があるだろうということで、全体のフレームを書かせていただきました。

36ページ以下は、各項目、制度設計を行った理由をそれぞれ44ページまで書いておりますので、これは後ほどまた見ていただければというふうに思います。

45ページから、この制度設計試案に基づいて財政シミュレーションを行うということなんですけれども、まず前提として市長が冒頭で御説明したシミュレーションの前提というのを46ページ、47ページで説明させていただいてます。實際上、具体的な区割りとか事務の配分が確定しないと制度設計ができないという考えもあるんですけれども、一定の区割りのパターンで事務配分をシミュレーションすれば、その結果を検証することで制度そのものの協議といたしますが、概案というのは固まっていくことが可能ではないかというようなことで、判断基準といたしまして、色々視点はあるかと思うんですが、まず全ての区において財政調整をした結果、収支が均衡するのかどうか、それと全ての区において税の偏在が十分に解消するのかどうか、例えば府内の都市間、あるいは大阪市隣接の10市間並みに1.2、1.3倍というような程度に歳入格差が縮まることができるのかどうか、更に全ての区において住民が施策選択できるような、義務的経費ばかりではなくて裁量経費があるのかどうか、こういう3点で制度のシミュレーションを行ったということでございます。更にどのような場合でも対応可能ということで、シミュレーションでは24区で検証するというのを第一義に置いております。これはなぜかと言いますと、最初に市長からありましたように、税収格差は24区が最大ですので、その他の組み合わせってというのはそれよりも縮まるといえることがまずひとつ。最大のところでやれば、機能すれば他の場合もできるだろうと。更に事務の割り振りについても中核市並みの事務というこ

とで設定することによって、最大のコストが要る。最大のコストが要る場合に財政調整がうまくいけば回るだろうということで、仮定を置いて分析しているということでございます。

48ページにはそういう人口規模が大きくなれば一定のスケールメリットが働き、一部たくさん仕事が増えれば財政負担が高まるというようなシミュレーションの絵を書かせていただいております。

更に49ページには、いわゆる裁量経費の面積というものをどう映していくのかということで、それぞれの各区の歳出を交付税上、これはあくまで理論値になりますけれども、交付税を基礎にした標準的な行政経費に生活保護費を加え、それ以外の部分ということで、ここの部分は今現在大阪で単独事業であるとかあるいは任意事務でやられてる部分ということがあると思います。これに対してどういうふうに財政調整の交付金が当たるのかということシミュレーションさせていただきたいと。少し説明が飛んでしまいましたけれども、財政調整の交付金を置く場合は現行のサービス水準を基本とするということから、普通交付金と特別交付金という2つに分けて、配分をするというやり方をとっております。

50ページにその詳細の設定の仮定条件、シミュレーション条件というのをお示しさせていただいてまして、51ページにそのシミュレーションのパターンということで、AからDの4つのケース、更に後ほど見ていただきますけれども、各大阪市からの出先機関の今の所管区域を仮に区割りされたらと仮定した場合の絵図が、こういうものを組み合わせて10パターンということになってます。AとBは基本的には交付税と普通税三税、いわゆる東京都並みの形でやればどうなるか、ただ違いは普通交付金と特別交付金の割合を95対5と90対10というふうに分けております。CとDはこれに加えて事業所税と都市計画税の目的税二税、これを加えて普通交付金と特別交付金の割合を95対5、90対10という2つに分けております。

次の52、53ページでそれぞれの出先機関の所管エリアということで、最初の建設局工営所であれば8つ、1区当たり平均人口33万というところから54ページの事務ブロックということで、北ブロックから南ブロックの5つで平均53万3,000人という人口割でどうなのか、更にこれに24区というものを重ね合わせたらどうかということで、説明させていただいております。その結果が総括的に載せておりますのが56ページということになります。非常にちょっと見にくいあれですけど、A、B、C、Dというケースですね、左端に書いてますけどA、Bは交付税に普通税三税、普通交付金と特別交付金の割合が95対5、90対10と。それぞれの再編、パターンということで24区から9の出先機関、パターンでやった場合どうか。判定基準ということで、収支の状況、歳入格差がどうなるか、それと区長裁量経費が再編後どれぐらいの格差が見出されるかということで、一覧表にしております。少し例を一つ二つだけ見ていただきますと、まずうまく機能しなかったという例で、62ページをお開きいただきたいと思います。見ていただいたらわかりますように、まず真ん中に調整交付金というのを設定しております。これは財源を交付税と先ほど言いました普通税三税、合わせて5,202億円、これについてまず事務が移動しますので、東京都並みの国道管理でありますとか、児童相談所などで、今政令市でやられている大都市特例事務、あるいは東京都並みの消防とか上下水道が広域自治体に仮に移転すればという前提で、この調整交付金が事務の移転によってどう移動するかとい

うことで言いますと、この事務見合いということで、広域自治体には33%の1,720億円、更に基礎自治体の調整財源としては67%の3,482億円、それ以外に特別自治区というのは当然自主財源というのを持たれておりますので、トータル6,422億円ということで基礎自治体の仕事をするという形を設定しております。ただ、先ほども結果を見ていただいたように、このパターンでは全ての10パターンで都心区の税の偏在というのが解消し切れずに、区割りパターンでも収支に均衡がうまくいかなかったということで、56ページのところを見ていただくと、戻っていただきますと1から10のところまで収支はどれもバツということで、右側に黒字、そのうち黒字が5団体とか2団体とか、それ以外のところは赤字になってしまう。歳入結果も都市部で周辺格差1.3倍というものを大きく超えるところが24区の場合1.9倍ということで出てくる。更に収支均衡してない上に、区長の裁量経費についても差が出てしまうというような結果になっています。そういうものを細かく、64ページ以降表にしてA4の1枚を使ってるのが24区でした場合で、66ページ以降はそれぞれの出先機関ごとにその収支の状況なりをお示しして現状、伝えさせていただいております。特に71ページの裁量経費のところでは、人口1人当たりの裁量経費ということで、今の大阪市の状況といえますか財政調整前の部分ですけれども、その場合は大体1.3倍であったものが、このパターンでやると中央区は22万円弱に額が増えているのに対して、東淀川区が6万3,000円、約3.5倍ぐらいの差になってしまうという形になっております。一方、この総括表で見ていただいたらわかるように、Dのパターンで行くと全てがほぼ丸になるということでございます。このパターンを説明させていただきますと、110ページをお開きいただきたいと思っております。これも同様に、上の表で見ていただきますと、事務の配分というのは基本的に変えてない。ただ調整税と、調整交付金の財源として交付税、普通三税に加えて事業所税、都市計画税の目的二税を加えるということによって、この6,023億円というのを設定しております。事務の配分によって広域と基礎には29対71ということで、特別自治区の方には調整交付金として4,303億円、自主財源となりますと6,422億円で仕事をやるという形になります。この場合は、全ての区割りパターンで収支は均衡するという形になりまして、特に一番厳しい24区の場合でも均衡する。更に税収格差というのでも総括表に戻っていただくとわかりやすいと思うんですが、56ページ、57ページですけれども、見ていただきますように、1.2倍から1.1倍、更に先ほど見ていただきました裁量経費も1.3倍から1.1倍ということで、財政調整はこの判定基準から行けば機能しているという形になろうかと思っております。

こういうシミュレーション結果が出たということで、総括的なシステム分析まとめとしては58ページ、59ページに一応載せさせていただいてまして、どのような区割りであっても財政調整が働くかどうかというのは、先ほども言いましたように財政的に一番厳しいケースで成り立つかどうかということ进行分析すれば、制度設計の方策、骨組みってというのは十分可能ではないか。普通税三税だけでは十分解消されませんが、都市計画税、事業所税を加えればその是正は、その偏在は是正されてほぼ解消するのではないかといいたいと思います。あと、配分基準についても、生活保護分というものに配慮した配分をすれば、ほぼ各区の財源は均てん化するのではないかと。更に特別交付金の割合を高めて収支試算に配慮して配分すれば、収支は十分均衡できるのではないかと。こういうことから、

行政区間での税収格差というのが非常に影響が大きいということですので、ここですけれども、区割り後の各財政格差というのは30万とか50万というよりも、どのような区割りの組み合わせをするかによって影響を受けることが大きな要因ではないかという形になっております。それと後の税収格差と調整財源というのは、その規模は比例関係にあるということで、56ページ、57ページを見ていただくとおわかりいただけると思うんですが、例えばBの公園事務所とか生活衛生監視事務所、あるいは基本保健医療圏のような組み合わせであれば今回の、仮に普通税三税であっても収支が均衡し、税収格差というか歳入格差も一定の範囲内におさまるといえることが見て取れるのではないかというふうに思っております。

90ページは少しそういうのを踏まえた整理をしておりますけれども、以上が知事、市長から指示を受けて、一応事務局として財政シミュレーションを行った結果ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います、以上で説明を終わらせていただきます。

(橋下委員)

ちょっと補足でございます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

事務局からの説明は以上なんですけれども、要は58ページのところで書いてるとおりですね。まず生活保護についてはやっぱり一定の配慮が必要であると。そうでないと生活保護の観点を抜きにして先に財政調整をやって、与えられた財源で生活保護費も全部、いわゆる交付税措置されてる以上の超過部分ですね、そういうところも全部その区でやれと言っても、これはやっぱり今の大阪市の生活保護の状況からすると、各区に責任をいきなり負わせるのは、これはきついということですから、今回のこの算定のやり方っていうのは生活保護についてはきちんとまずそこをしっかりと、まず先に配慮する、支出分をまず配慮すると。ですからそれ以外のところで、それ以外の裁量経費というところで財政調整をしていますので、生活保護費の支出が多いところは困るっていうところ、そういう主張は一応、そういう主張に対しては答えたような財政シミュレーションにはなっております。ただ、都市計画税や事業所税というものを加えて調整財源としてないと、やはり東京都と違いますので、調整財源については東京の都区財政調整制度とはちょっと違う。調整財源については都市計画税、事業所税も加えるべきだという形になっております。今回、このシミュレーションをお聞きになっていただいて、非常に複雑だになっていうふうに、あらあらのこのシミュレーションでもそう感じていただいたかと思ひますけれども、実は本来こういうきちんとしたルールに基づいて、各区にその財源というものを配分されなければいけないところを、今、市長として感じるころは、24区も予算使い方がばらばらです。得してる区もあれば損してる区、たくさんあります。これは大阪市内の選出の議員さんみんなお感じになられていると思うんですが、特に施設ですね、施設の、今1区1館といい



ますか1区1施設といいますが、それが基準になってますから、それは本当にその区で人口規模とかそういうところで考えて、本当にバランス取れてるのかって言えば全然バランス取れていません。それはいろんな施設にしてもしかり、公立の保育所とか公立の幼稚園はこれから民営化に切りかえていきますけれども、しかし公立の保育所にしても公立の幼稚園にしても、これは大阪市全域で物事を考えてますから、それぞれの各区で非常にアンバランスです。ですから、このような形で1回財政シミュレーション、複雑でありますけれどもきちんとしたルールに基づいてしっかり区割り再編した上で、その中で公平にその税の使い道を決めてもらう。もしかするとやはり再編した区においてはプールか何か施設ってものは本当は削らなきゃいけない、多過ぎるんじゃないかという区もあれば、ある地域においてはこういう施設が少な過ぎるということも、これは物すごく出てきます。区役所の建て替えとか区民センターの建て替えの問題も今どんどん市長としてそういう案件が上がってきてるんですけども、これまでは原則1区1館といいますがそういう形で、これはどういう順番で決めてるのかと言えば、正直職員の方は議員さんからの要望の力といいますか、もによもによもによもによってなって、そこが現実だと思うんですね。要はきちんとしたルールがないわけですから、これは大阪市民のためにならないと思います。ですから、複雑かもわかりませんが、これから区民中心、住民中心、地域中心で考えていくのであれば、大阪市内を24区という形で、今何も考えずに区分けしてるところを、もう一度財源についても公平になるようにその地域コミュニティーを再編して、その中で適切な予算をしてもらう、非常に各区アンバランスな、不公平な理由のわからない形で施設の設置など色々されていますので、やはりこれはこの機に改革といいますが、ちょうどこのチャンスを捉えて大阪市内のそれぞれの地域をうまく再編し直して、財政的にもきちんとして公平な財源配分にして、その中で公平に予算編成をしてもらう。そういう意味では今回の財政シミュレーション、非常に有意義だというふうに思っております、これまでの井勘定の、非常に不透明な大阪市役所の予算編成を各区民中心に公平な予算編成に切りかえるためにも、やはり特別自治区というものが必要不可欠だと考えております。

以上です。

(浅田会長)

橋下委員からの説明が終わりました。御説明に関して資料の確認あるいは御質問を含め、御意見がございましたら、挙手されてから御発言いただけますようお願い申し上げます。

花谷委員。

(花谷委員)

今御説明いただいたんで、よく噛んで含んで勉強したいと前向きに思いますが、これまで我々は都構想の必要性について何度かお尋ねしてきました。政令市を解体して1つの指揮官、1つの財布になったら強い大阪をつくれるんですよ。大変に経済界というか大阪が元気になってほしいなと思ってる方々からすごい期待を集めておられる。それが本当に原因がそうなのかっていうことをずっと尋ねてきて、それを議論が並行線、更には全く議論が進んでいないとか言わはる方がいらっしゃるんですが、我々は一定意見の違いというか問題点が指摘できたと思っております。そういう観点からこの財政シミュレーションについて

も、今後見ていきたいと思うんですが、これをちょっと拝見してすぐに思ったのは、62ページ、このAパターンで大阪都に行くのが、大阪都として支出するのが1兆7,898億円で、この歳入の内訳が書いてありますよね。同じように、78ページも94ページも110ページも同じで、調整交付金として入ってくる金額、これは1,720億円でいいんですね。

(橋下委員)

どこですかね。

(花谷委員)

62ページで言いますと。

(橋下委員)

1,720、はい。

(花谷委員)

調整交付金として大阪市内から上がってきた税金を皆さんがおっしゃる大阪都、つまり大阪府やと思うんですけれども、そこに入るお金が1,720億円ですと、こういう表ですよ。この1,720億円っていうのは、今大阪市がやっている仕事のうち大阪都に移行する仕事、その仕事量に応じた支出やという説明やったと思うんです。ということは、大阪都になったら強い大阪をつくれるんだと、財布を1つにして集中投資ができるんだという御主張やったと思うんです。その財源がないように思うんです。だから今の状態の大阪府の財政状態、好きなように使えるお金って言った方がわかりやすいと思いますが、今大阪府が好きなように使えるお金と、今この財政シミュレーションで出していた、大阪都が自由に使えるお金っていうのに差はないという理解をせざるを得ないんです、このシミュレーションやったら。では皆さん方は強い大阪をつくるためにどこに財源を求めて、どの財源を使ってやられるおつもりやったんかなというのが、現時点での素朴な、素朴なですよ、疑問なんです、それはどのようにされるお考えなんですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

会長、済みません。これは現在の支出分をもとにこの配分を決めてるものでして、二重行政の解消によって生み出されるものとか基本的には入っておりませんし、それから税収が増えてその、税収がこれから増えた場合には一つの戦略に基づいてそれで投資ができるということです。ですから、今のこれは現在の支出をもとに、いわゆる財政調整制度が作れますかっていうところに答えたシミュレーションですから、その広域行政全体としての財源については、これはまた二重行政の解消とかそれから税収を上げていくってことで、それは賄っていくといいますかそういうもので確保していくことになります。

(花谷委員)

ちょっと、もう1点だけ。今の点ですので、済みません。それでは市長、今のお答えでは、二重行政で浮いた分を使えるんだということですので、希望としては先ほど200億みたいなことを書いてありましたけれども、その200億全てが大阪府、もしくは大阪都が削減できて、自由に使えるお金になるんかどうかというのもまたどこかでお示しいただきたいと思うのと、市長に是非ともお願いしたいのは、ずっと大阪が元気になるんですか、原因がはっきりしてませんよと、我々の原因と一致してないじゃないですかと言うてきた中で、打つべき手が打てなかったとか、今後こうなるんだって、こういうふうなお話があって、我々はまだ原因について理解して、納得してないですけども、今の市長のお話では増収を増やして使って、それを使う。そこが期待なんですね。民意をミスリードしてるんじゃないですかと。だから我々は、上手に言えたらいいんですけども、今の大阪府と同じような財政状態、自由に使えるお金が今と同じような状態であれば、大阪を強く元気にする施策っていうのは、今大阪府に打てないとだめなんです。だからそれはそういう政策があるのかって聞いてきたわけです。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これはまず都構想の意義をその経済の問題、もちろんこれは僕らが掲げていますけども、行政の事務効率のことも掲げております。それからこの基礎からの事務移転の中に、消防、上下水などというふうになってますけど、これはその他あとどういうものが入ってますかね、広域で、都市計画ですかね。ちょっとそこ、要は基礎から広域の方に移転して、ただ水道なんかについてどうするかという議論がありますし、消防についても本当に広域でやるのかっていうのは、これはまさに事務配分の問題を法定協議会の方できちんと詰めさせてもらいたいので、あくまでもこれは東京都の方の仕組みに倣ってこういうふうな配分をしましたけれども、この基礎から事務移転をやることによって大阪全体に、これ今消防、上下水になってますけども、この大阪全体で物事が決められることが大阪全体の活性化につながるんじゃないかという話と同時に、行政の事務効率の問題、それから大阪都構想というのは、これはちょっと一度花谷委員、府市統合本部の今の状況を見ていただきたいんですけども、なぜこの組織の再編にこだわるかということ、経済の活性化なんて言うのは簡単ですけども、実際に行政の現場っていうのは大阪府で3,000項目、大阪市で2,000項目。これが全ての部局でみんな物事を判断してるわけです。これ全部僕らが一個一個見て調整することなんていうのは不可能で、もう温暖化防止条例一つ取っても府と市の意見が食い違う。これはやっぱり市長室に両方とも職員が来てもらって、最後こうしましようっていうことを決める、これは一事が万事ずっと組織が2つあるとこういうことになってますから、経済活性化活性化っていうのはそういう組織の再編をして、お互いの職員が一つになりながら、物事を決めていくっていうことがどうしても必要になってくると思います。後は、経済活性化につながるんじゃないかっていうことの1点で批判をされる

んですけども、都構想っていうものは組織を再編して、ありとあらゆる、何千とある行政課題を府庁、市役所という、そういう壁をもう無くしてやっていこうっていうことに意義を見出してくださるかどうかが、そういうことがひいては大阪の活性につながるというふうに政治感覚で見てもらえるのか、これだけで経済の成長を全部立証しろって言うてもそういうことではなくて、組織の今の行政のこの組織の運営っていうものをもう少し見ていただきたいと思うんです。それからもしそうであれば、じゃあ花谷委員はもうこれ、都構想は僕らが出してますからそういう批判をされるのはもちろんなんですけども、じゃあ現行のこの制度のままでどうされるんですかっていうところの、そこがないと思うんですよ。今のままでできると、マネジメントできるっていうのは、これはちょっと市長、知事になってもらわないと、それはおかしいと思うんです。それはもう、やっぱりそこはわからないと思いますよ。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

ごめんなさい、小林委員ね。お尋ねがあったのでちょっとお答えしたいんですけども。我々は今どういう観点で質問させていただいたか、財布が1つになったら大阪は強くなるんだと、こういう御主張やったんで、1つになったときに使えるお金はあるんですかって聞いているんです。今使えるお金がないとしか見えないんで、じゃあ私たちは大阪を元気にするための方法としては、大阪広域戦略協議会で十分やないかと言うてる、そういうところなんです。御提案されてるのは知事、市長ですので、大阪が元気になるんですよって言うて選挙でやったのは間違いないんですから、それで票を、たくさん票をいただくはったわけですからね。そこを我々は検証する責任があるから言ってるんです。話はすりかえたいでしょう、知事。知事違うわ、ごめんなさい、市長。知事に言うてへん、市長。話はすりかえたいやろうと思うけども、そこはきちんと答えてほしい肝やと思います。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

結果を見てもらいたいというか、現実を見てもらいたいんです。経済の話っていうのは、これは役所が経済を自ら主役となってやるのではなくて、民の皆さんがどう活動してもらおうか、そこでどれだけの利益を生み出してもらおうか、その利益がそこで働く人たちにどう分配されるか、そういう話です。じゃあこの大阪に、それじゃ需要を増やしていこう、企業を増やしていこう、呼び込んでこようというような話で、現実として今うめきたの話を、これ財界、それから中小企業の皆さんの団体の皆さんも入ってきてもらって、その皆さん方と先日も協議をしました。これは今緊急都市再生の緊急整備地域ということで指定も受けました。ここで一番喜ばれているのは、意思決定が早いということです。お金も、お金は先ほど市長が申しあげましたけども、この中で無駄なものを省いてやっていきます。一番、

企業が、民の皆さんが一番喜ばれてるのは意思決定が早いと。今まで、だからそれは僕と市長の個人的な考え方、でもこの意思決定するのにも2人でさんざん話し合ってます。これが全く違う方向性の人が知事になり、市長になり、そういう制度っていうのは、そういうことがなり得る制度が今のこの行政の大阪の制度なんです。これを一本化しようというのは、制度を変えなければならぬ。今は意思決定ができてるといことです。これが民間の皆さんは、もう今現実、うめきたの問題でも、これだけ1回の会議で方向性を見えるところまでものが決まってきた、見えてきたっていうのは、本当に民の皆さんは非常に自分たちの経済活動に明るい未来を見てもらってる。景気は気からといいますから、そういうことが大阪全体の景気回復につながるんだと。だから意思決定のスピード感、そして意思決定をする人の責任の所在をはっきりするといことです。

(浅田会長)

お待たせしました、それでは小林委員。

(小林委員)

本当にいつも幅広い議論なんでね、もうついていくのに必死なんですけども、よく似た回答が多いなという、正直な気持ちもあるんですけど、ちょっと先ほどの説明にちょっと限って1つだけお伺いしたいんです。結局のところ、大阪はやっぱり東京都とは同じじゃないんでね、税収がやっぱり低いし、交付税ももらってる団体やからね、ということで先ほどのシミュレーションで行くとDパターンが一番均衡が少なくなると伺ったんですよ、格差がですね。そのときに、その財源の担保となるのが普通税三税だけでは十分解消されへんかったと。ですからそれに都市計画税、事業所税の目的二税ですか、これを加えればほぼ解消やったというふうに聞いたんですが、この目的二税はやっぱり文字どおり目的やから、公園とか道路とか上下水道とか都市計画とかに用途が制限されてるというたがあるらしいんです。58ページの資料にも書いてあるんですけども、今後国との調整が必要とも書かれてあるんですよ。この目的二税に関する考え方とか、今後の方向性についてちょっと詳しくもう少し補足の説明をお願いしたいんです。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

もちろん、だからこれは今後の協議次第ということになりますけどもね。

(小林委員)

クリアできなかった場合というのもあるんですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

それは協議で、これは協議事項になってますが、協議は最後同意が必要なんですかね、ここは。同意が前提ですね。最後は同意が前提ですから、それは当然国の制度として同意がないってということもあり得るんでしょうね。

(小林委員)

今市長がおっしゃったように、これから先いわゆる特別設置法案ができてから、それに向けての動きに次は移行すると思うんですよ。その中でよくおっしゃってるように、全てが今回の法律でクリアできていないと。幾つもの、もう200以上の法律を変えていかなあかんうちの一つにもかかわってくると思うんですよ。という、そういう意味で考えたら、今おっしゃったようにそこで、国サイドですね、それがオーケー出えへんかった場合には、最終的にはそしたら三税のみでシミュレーションをもう一回つくるということになるんでしょうか。まだ先の話ですけど。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

そういうことですから、協議会でしっかり詰めていくと。今あくまでもこれは仮定でこの調整財源、こういう形で2つをとってきましたけれども、まさにこれは協議で制度設計をしていく、そういうことを皆さんと一緒に話をして、それがいいのか悪いのかっていうところを議論させてもらいたいんです。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

私の方からも、先ほど説明をいただきました内容についてちょっと2点ほど大きなところで質問させていただきたいと思います。細かいところは今日の説明だけではわからないところもありますので、また改めて次回あることを期待しながら質問させていただきたいと思いますが、まずもって今回のシミュレーション、全て平成22年度の決算ベースということでございます。ただ、税金、歳出ともにこれは年度ごとに変わるというのは、もう誰もが知ってることかと思えますし、最近歳入ベースで言いますと、税金も大阪市内は法人市民税を中心に若干回復傾向にあるという状況でございます。そういった中で、このシミュレーションが本当に別の年次でしたときにも、同じように大丈夫だという状態になるかがわからないという点なんですね。合わせて言いますと、ここ最近で言いますと、市長が辣腕をふるっていただきまして人件費の削減などもある一方で、乳幼児医療費とか、あるいは学校給食あるいはエアコン設置ということで、歳出面で増加してる部分もあるかと思うんですね。こういった部分を特別自治区の中で判断すべき事業とするのか、あるいは大阪、今現在の大阪市内の全ての特別地域内で必ずやっていく、マストの事業とする

のかによっても、この歳出というのは変わってくるかと思しますので、そのあたりの整理が必要かなというふうに思うのが一点。

それともう一点は、先ほど小林委員の方からも若干質問がありましたけども、やはり交付税の問題です。やはり交付税の問題は、国との関係もありますし、非常に今回のシミュレーションの中で大きな位置を占めると思っております。生活保護については、特段の配慮ということでは言っておきませんが、まず大きなところでお聞きしたい点が2点ありまして、一つが生活保護費については大阪市内で1,500億円の措置不足があるというふうにされてるんですけども、これは逆に措置されるという前提で考えているのか、それとも無い中でどこか別の財布から当てがって特別自治区内で新たな負担が生じないような状況をシミュレーションされてるのかお聞きしたいのと、あと併せて、臨時財政対策債については、東京都では不交付団体ですから考える必要がないわけなんですけども、このあたりについては各特別自治区にどのような形で配分されることを想定されてるのか、2点お聞かせ、だから交付税について2点。それと大きなところでシミュレーションにあたっての考え方ということでお聞かせいただきたいと思ます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ちょっと事実関係がもし間違っていたらちょっと事務局に訂正、補足してもらいますけれども、平成22年度の決算だけじゃないかっていうことなんですけども、もちろんこれ、あらあらでこういうふうにできますよという話ですから、何年かにわたってこれは詳細設計やるときには数字を見ていかなければいけません。ただ、今の財政の仕組みで行くと、仮に税収が減ったとしても、財政調整制度というのは交付税も含めて収支補填でやっていますから、財政が減ればその交付税としての調整財源が増える、税収が減ればですね、交付税としての調整財源が増えるという形になりますから、ある意味ゼロサムみたいな形になりますので、そこは総額としては税収が減ったとしてもその分は国からもらえる交付税が増えるという形、それから各区の税収、それであったとしてもこれは基本的には調整制度は収支補填の形でやってるんですよ。収支補填の形でやっていますから、そのトータルとしての額として調整がきくのかどうかというところを見てますので、もちろん数年にわたっての数字の検証は必要かと思ますけれども、税収が減った部分はその分補填分が増えるという形で、トータルで収支の均衡が得られるかどうかというところを見ています。それから乳児医療費助成とかそういうところについては、まさにそこが重要でして、これは基礎自治体としてこれからどんどん財源が増えていく時代にはなりませんから、一番重要なことは選択をしてもらおうと、各地域において。ですから今回乳児医療費の助成とか塾代クーポンとか色々やっていきますけれども、これは直ちについていうわけではありませんが、やはり地域の皆さんがそれぞれの実情に応じて、うちの区は乳児医療費助成は要らないよとか、公立の中学校の給食はどうなのかわかりませんが、それはどうなのとか、それは今回新婚の家賃補助と色々市会の皆さんと議論させてもらいましたけれども、これ組みかえましたよ。でもこれは限られた財源の中で、僕が大阪市全体で優先順

位を決めましたけども、本当はこれは違うと思うんですね。だからその地域でもしかすると生活保護世帯の方にもっと重点政策をやっていきたいとか、地域課題に応じての優先順位がありますから、これは乳児医療費助成も含めて、それは後に公選区長がそれぞれの特別自治区のエリアごとに判断していけばいいと思っています。だから、基礎自治体として財源が増える、財源を増やすという話ではなくて、これは選択の問題です。

それから生活保護については、不足分についてはこれは充てられないという前提でやってるんですね、充てられないという。だからこれは生活保護の制度全体の問題として、不足分はこの財政調整のところでははじいてるのではなくて、それは別途国に対して生活保護制度全体の問題として、財源は国に負担せよって言うことは引き続き言っていきます。臨財債については、本来はキャッシュでもらわなければいけないものですから、これは臨財債をどう扱う、これも法定協議会の中での、国との協定次第、協議次第にはなると思うんですが、いずれにせよこれは国からもらってる、もらうというかもらうべきお金でもありますので、そのあたりについてはこれはまた国との協議次第ということになってきます。

(柳本委員)

ちょっと、コメントだけ。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

今のお聞かせいただきまして、やはり歳入が減っても交付税とかで措置されると言いますけど、最近やっぱり生活保護の交付税措置不足も含めて、国もけちくさくて財布を渋ってるわけなんですよ。だからそういうことを考えますと、今回のシミュレーションはもう非常に国が寛大な措置を大阪に対してしていただけるという前提のもとで成立するのかなという印象を受けたということだけ申し添えさせていただいて、とりあえず終えさせていただきます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

委員の御指摘はその通りなんですが、それはこの財政調整制度で苦しいってことは、それは特別自治区に再編しなくても大阪市はどんどん苦しくなっていくことですから、これは今の話でこの特別自治区の話がおかしいですよって理由にはなりません。それはもう大阪市役所体制においてもそれは苦しくなる、同じ話になりますので。それから花谷委員、財布の話なんですけど、財布を1つにして財源を増やしていくということのほかに、意思決定を1つで行う、お金の使い道を1つにするって言うことは重要なことだと思うんです。先ほど知事がうめきたの問題で意思決定のスピードを見てほしいって言うふうに言いましたけども、一番それに、それと同様に重要なことは財源問題をクリアしていくとい



うことですよ。これは今までのように財布が別々で、エリアが分かれていると、大阪市がうめきたの財源を全部負担しなきゃいけなかったというよりも、そういう慣行で来てたと思うんです。とてもじゃありませんけど、うめきたに大阪市民だけの税金でうめきたの土地を購入するっていうのは無理です。これは絶対無理です。そのときに、じゃあうめきたはほっておくのか、だからそういう状態だったのでうめきたについては全く方針が決まらずに大阪最後の一等地と言われながらあそこ、誰もがどういう方向性になるのか決めずずっと来てたのが今の現実だったと思うんです。うめきたは大阪市内にある土地ですけども、僕はやっぱり豊中市民にも吹田市民にも東大阪市民にもあそこを考えてもらいたいし、もっと言えばその人々の、府民の皆さんの全体のお金も使ってもらいたい、うめきたの再整備については。あれは大阪全体の拠点でもあるし、関西の拠点にもなりますから、今のままの、この大阪市役所体制と大阪府庁の体制だとうめきた一つとっても方向性を示すことができなかつたところですね。協議会でやればいいじゃないかっていうことを言うんですけども、でも協議会、もし意思決定、これ決まらなければ、その仕組み自体どっちが優先するのかってことをおっしゃられていませんから、結局両方とも金出さないっていうことになったらあそこは動かない。我々は協議会の話し合うっていう、そのスタイルは僕はそれは賛成しますけども、要は協議会で決定しなかつた場合に知事が市長、どちらの決定を優先するんですかって言ったときには、うめきたの問題とか広域の問題については、やはりこれは知事の決定を優先すべきでしょうっていうのが都構想です。だから決定権者を1人にする、そこが一番重要で、うめきたの問題はこれは大阪市の財布と大阪府の財布で今合わせて物事を進めていこうと思っています。これはよく見ていただきたいなと思います。

(浅田会長)

山中委員。

(花谷委員)

質問ありましたけど、僕に。

(浅田会長)

さっきのはるか昔の質問に対する答えを。

(花谷委員)

ここで答えてくれはって、ちょっと答えさせてください。

(浅田会長)

山中委員、どうぞ。

(山中委員)

この財政。

(花谷委員)

答えさせてください。忘れるやんか、言わな。

(山中委員)

財政調整試算の問題は、結局市民の暮らしがどうなっていくのかという点で非常に重要な問題だと思いますので、本当に精査は必要だと思いますけれども、せっかく出していた資料ですので、現時点での我々の意見というか感想というか、得心がいかない点について幾つか申し上げたいと思います。せっかく40パターンもシミュレーションしておられますけれども、私どもはこれの前提に対して幾つか、先ほどからも出てますけれども、疑問というか疑義があります。まず基礎からの事務移転ということで1,720億という、都で行う事業の事業費ということで試算がされていますけれども、我々は以前から試算をしてきてまして、それが予算ベースですけれども、余りそれは変わらない、余り変わらないと思いますけれども、特別区には分けられないだろうと思われる事業をピックアップして、今回のこの首長案の試算では公債費については3割というふうになっていますけれども、我々はその事業ごとの公債費で計算したという、そういう試算をかつて行っています。それでいきますと、事務移転するっていうか都で行うべき事業の事業費は、これは私たちの試算ですよ、2,496億円というふうになっています。もちろんこれも一つの試算であって、これが正しいんですよと言うつもりはないですけれども、私の印象としてはこの1,720億というのはやっぱり過少な見積もりではないかというふうに思います。同時に、この案を見せていただいても、消防、上下水道などとしているだけで、具体的にどういふものなのかっていうのがわからない前提に立ってシミュレーションされても、これで成り立つんです、これで均衡をとれるんなんですと言われても、その土台のところに大きな疑問があります。ですからこの案の中でも、事務配分についても色々議論があるなとなってますが、どういう仕事が都に移るのかっていうのがない段階でのこの事細かなシミュレーションについては、ちょっとにわかには信じがたいというふうに思います。それで、こういう、我々から見たら過少というふうに思われる都の事業費を前提にした結果として、特別自治区の財源が6,422億というふうになっていますね。これについても、現在の税と一般財源の、現在って大体78.8%、8,142億円の78.8%に当たるものが特別自治区の方の財源になるということも、非常に特別自治区がバラ色になるのですよということを示すための、そういう前提に立った見せかけのシミュレーションではないかというふうに我々は思わざるを得ません。しかもその中で、基準財政需要額、この積算が妥当なのかどうかもちょっとこの、これだけでは検証しようがありませんけれども、2,000億円というものが裁量の効く経費だというふうにしてしている点についても、にわかにはこれも信じがたいというふうに、2,000億円も本当に特別自治区で自由になるという、そういう制度設計がかなり疑わしいなど。まして、これ基準財政需要額でいってますから、恐らく敬老パスなど大阪市が独自でやってる事業とか、上乘せしてる事業なんかは一旦排除した2,000億だと思うんですね。もうとにかく、丸裸にした上で2,000億円あるんですよという、そういうものであって、これにどこまでの意味があるのかなという、市民の暮らしと照らし合わせたときに、今あるものを丸裸にして2,000億あるんだと言われるということにどういう意味があるのかというふうに思います。加えて言うと、立

ち上げのイニシャルコストですとかについても、何か200億とか800億とかありましたけれども、これも非常に過少ではないかなというふうに思っています。いずれにしましても、今調整財源の話がありましたので繰り返しませんけれども、調整財源も簡単にシミュレーションしておられますけれども、例えば東京都の都と区との議論なんかの経過を見ている、例えば普通交付金と特別交付金を、この場合でも5%、10%ってシミュレーションしてますけど、これを19年に都が2%から特別交付金5%にただけでも、都と区長会というか、区との間では物すごい議論がいまだに続いて、毎年毎年だからそういう取り合いのけんかをしないといけないわけですよ。人間が築いていく都市で、数字上で見せたらできるかもしれないけれども、毎年毎年区はもっとお金もらわないと困ると言い、都はそんなことは聞いていないというような、そういう議論をしないといけないような財政調整、しかもたくさんの法改正がこの場合必要になってくると思いますけれども、やっぱり私たちはこういうことというのは、こんなに無理に無理を重ねて大阪市を解体しようというやり方はやっぱりばかっているというふうに思います。今の都市のあり方の中で改善すべきことを改善していくという道はやっぱり歩むべきだなというふうに、この財政調整を見て改めて思いました。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これは山中委員とは立つスタンスというか、スタンスが違うところでもあるので、ここはもうどうしても埋められないかもわからないんですが、今の大阪市内の各区に配分されてる予算を公平とまず見てるかどうかですね。これは全然公平ではありません。だからまずそこが全然、スタンスがもう全く違います。

それからもう一つは、まず聞いてください。それから選択というものをどこまで重視するか、これは新しい制度を作ったからと言って、この基礎自治体のお金がじゃぶじゃぶ増えるわけではなくて、これからの少子高齢化時代、住民サービスを選択していく、受益と負担の関係を明確化して、住民の皆さんに何でもかんでも住民サービス下さい下さいという状況から改めてもらわなきゃいけない。要はこのサービスが欲しいんだったらこれだけの負担がありますよ、負担が嫌なんだたらこのサービスは削りましょうよということ、それぞれの地域でやっぱりやってもらわないと、自治体運営はできません。ですから、敬老パスにしても、これは大阪市全体で今判断していますけれども、これはある区によっては、それだけのお金を使うんだたら別のものに使わせてくださいよという声があってもしかるべきだと思うんですね。敬老パスをそのままやりたいという区があっても別にいいですけども、いや、うちは今回1回当たり50円という形で今進めていますけども、もうちょっと負担やってもいいよと、そのかわりこっち側の、例えば子育て世帯やほかのところにお金を使ってくださいねっていうような区があってもいいと思うんです。だから僕は、これは財源を増やすっていう話を追求してではなくて、選択です。これは大阪市内で全部一律にやるのではなくて、大阪市内260万人の住民がいるわけですから、もう少し地域地域ごとに選択、決定をしてもらうべきではないかというのが僕の考えてるところで

あります。

それから広域と基礎の割り振りなんですけども、これは特に山中委員を中心としての共産党さんの主張で、大阪都構想は都が財源を吸い上げる吸い上げると言ってたのは、これでもう違うということがはっきりわかったと思います。この財政調整の制度というものは、仕事に合わせてそのお金を移動させようということですから、これは大阪都のところに基礎自治体からの事務移転というように書いていますけれども、この仕事に合わせてお金を広域行政に移していこう。もしこれからの法定協議会での協議になりますけれども、いや、これ基礎自治体でやるというのであれば、基礎自治体の水平連携でやっていくっていうことも可能です。だから仕事さえやればそれはその財源、それは与えられるのが当たり前ですから、仕事が無いのに、仕事が無いにもかかわらずお金だけが広域行政に移るということは、これは今のところ考えておりません。それで事務について、広域の事務についてですね、基礎からの事務移転についてわからないじゃないかというところは50ページのところに書いてあります。これ、山中委員、事務配分のところで一番下のところなんですけども、東京都に準じた事務と。消防、上下水道、公営企業、大学と、公債費の3割と。こういう形で今現在、都に移すべき事務としてはこういうものを明示しています。ただ、これも基礎自治体特別自治区の水平連携でやる、そのかわり財源も全部責任を持つということであれば、それはそれでそういう考え方もあるかと思うんですが、それは法定協議会での協議に委ねていきたいと思うんですけれども、いずれにせよ、後、交付金についても特別交付金についても、2%から何%でしたっけ、東京都が、5%ですか。それに上げるだけですが議論があったと。その議論が必要なんですよ、それは。これは大阪市役所内で全部井勘定でそこをふたしてしまって、各区でアンバランスな予算編成をしてるところが大問題。これはもう全然区民のためになっていません。これは単に行政サイドの方がやりやすいっていうだけです。区長が住民サイドに立って、それは広域行政としっかり協議をすとか、ルールを明確化すとか、これをやるのが本来の住民自治でありまして、山中委員の考え方はそういう議論を封鎖してやりやすいように、大阪市役所がやりやすいように、もういろんな地域から文句が出ないように、うるさいとふたをしてしまって、とにかく各区のアンバランスな状況を全然表に出さずに、物すごいアンバランスですよ、これは予算書を本当に見てもらいたいですけども、施設のあり方とかそういうところをしっかりと見ていただいて、人口規模とか面積で考えてもらえれば、何でここだけこんな予算投じられてるのかとか色々ありますから。そういうところを見て、今のアンバランスな各区の予算編成を正していくという意味でも、この財政調整制度は必要だと考えています。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

私たちは、住民の選択ですよ、というものはばらばらにしなくてもいわゆる統治機構を変えなくても、前回に申しあげましたように都市内分権そのそれぞれのところからちゃんと声が上がってきて、それを大阪市が正式に受けとめて、真面目に考えるという住民との関係とか、政治の中身が本当に住民第一に変わっていくということが今大事だというふ

うに思っています。公平と思うかっていうふうに市長がおっしゃった意味っていうのは、区ごとに公平かっていう意味ですよ、区ですよ。ですからそこがもう、私たちは大阪市は大阪市としてあるわけで、これは今の時点では少なくともそれぞれは基礎自治体ではないわけですから、そこに対して何をもってこれを公平だっていうのかっていうのは、市長はもう基礎自治体なんだ、独立した自治体なんだっていう見方をした上で、全然レベルが違うものについて公平と思うかどうかっていうことを聞いておられるというふうに思うんです。私はちゃんと一つの大阪市というものの中で、大阪市民に対して、時々優先事項はあるでしょうけれども、全ての市民に対して公平な市政が行われていく、いけばいい、そのための担保としてもっと都市内分権なんかも進んで住民が主体と言われるような、そういう大阪市になっていくべきだという、これも市長がおっしゃったように埋めがたいところなので、議論しても並行だと思えますけど、今の区と市長たちの特別自治区を同じように持ってきて、公平性などというものを論じるのは、それもすりかえに近いのかなというふうに思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

それは山中委員、現行制度を前提に、もう絶対条件としてるからですよ。そこに問題があるんだったら新しい制度につくり直せばいいじゃないですか。新しい制度にね。あと、公平かどうかのところ、大阪市全体を見て物事を考えればいいじゃないかと言ったら、もう地方分権の考え方なんか要りませんよ、それはね。だって、そんなことを言い出したら国全体で公平性を見ればいいわけですから、東京都にどんどん今第二国立劇場をつくって何とか美術館をまたつくり、国立競技場は改修する、どんどんどこどこ東京都に、東京に集中投資をやって、それは別に国全体のことを考えてそれをやればいいんじゃないかっていうことを許す議論と同じで、やっぱりそれは実際に大阪市内の各区の議員さんね、自分のところの区に全然施設が来ずに、隣の区にどんどん区民センターができる、何ができる、プールができるっていう、それで我慢が今できますかって言ったら、それは住民もたないですよ、それは実際に。共産党さんのように、中央集権体制が絶対いいというところは別ですけども、だからやっぱりそれはね、やっぱりどこの単位で区民を見るかっていうところで、大阪市っていう単位でもう見るのではなくて、これまでの大阪市の歴史的経緯を見ても、今の24区に至るのは合区とかそれから分区っていうのも入ってるわけじゃないですか。住吉区と住之江区とか一緒だったわけでしょう。それから東淀川区とか淀川区が一緒だったわけじゃないですか。そしたらかつて1つのコミュニティだったんだから、それに、それが分かれて、また1つに合わさっていくっていうことを何も否定する必要はなくて、どの単位でコミュニティとして自立の単位をどこまで見るのかって範囲です。大阪で自立をしてもらうのではなくて、普通の全国に1,700ある基礎自治体と同じレベルで自立をしてもらえばいい、そこで物事を決めればいい。それから都市内分権っていうのは、これはマジックワードでして、じゃあ都市内分権の姿を教えてくださいという人多分言えないと思いますよ。予算編成権を渡さない都市内分権なんていうの

は、言葉だけです。そうしたら今大阪市の各区でやってる区政会議、あれで都市内分権なんですか。あれは区政会議でいろんなことを議論しますけれども、予算編成にしたらどこまで反映されてるんですかね。ですからやっぱり予算編成権をそれぞれの自立した地域に予算編成権を持ってもらってるところが本来の分権でありまして、都市内分権というのはそれはもうマジックワードで、今の大阪市役所体制を維持しながら適度に意見を言わせるってところが究極の都市内分権で、ぜひ都市内分権って言われるのであれば、どうい都市内分権を目指されてるのか、それぞれの地域にどういう予算とどういう権限を与えるのか、そこをはっきり示してもらわないと都市内分権なんていうのはマジックワードでまやかしたと思います。予算編成権が全てですよ、これは。予算編成権を渡すのであれば、選挙で選ばれた長じゃないと予算編成権を渡せません、これは。

(浅田会長)

そしたら次、山中委員の発言を最後に次のテーマに移したいと思います。

山中委員。

(山中委員)

市長が例えば施設のことを持ち出されまますけれども、今の大阪市はまだこれからも、これまでずっといろんな形で市民のニーズにこたえているんな施設を作ってきましたし、オール大阪で作ったものもあるし、各区にという目標で作ってきたものもあるし、これは完成形だと私たちは思ってないんです。例えば図書館など、今1区1館と言われてるものについても、市長は多過ぎるというお立場ですけれども、私たちは例えば、確かに広い城東区、それなりに面積も広くて住民も多い城東区と、ちっちゃなところと図書館が1つってというのは、それは不公平だという思いは持ってきました。だから、例えば城東区だったら2つ目が必要だとか、そういうことはそうですよ、ずっと主張してきましたし。

(橋下委員)

お金どうするんですか。

(山中委員)

だからその話じゃない、今公平の話をしてるわけでしょう。

(橋下委員)

増やす方で公平って。

(山中委員)

だからそういうふうに、今が完成形だというふうには思っていません。まだまだ住民の声に応じて変わっていく部分というのはあると思いますし、それから予算編成権が全てだっておっしゃいましたけれども、それが前回も言いましたように、まさに選挙で勝った者が全てで、その人がむしろそこへの白紙委任によって地域を作っていけばいいっていう、逆に発想だと思うんですね。都市内分権は前回申し上げましたので繰り返しませんけれど

も、きちんと区の中に審議をする機関とそれから各小学校区ごとぐらいに活動する機関とがあって、そこがリンクをしながら区の声をきちんと上げていける、その上がってきた声に対して市が予算に反映、ちゃんとさせなければいけないという、そういう仕組みを作っていくという形での都市内分権が、今幾つかの大都市で進んでいってるわけですから、それを全然見ないで、あんなものは全然問題にならないなんて言っているよりは、私たちはああいうものに学びながら今の大都市大阪市の改善の道を進んでいくべきだと思っています。

(橋下委員)

その方向やったらいいんですよ、その方向だったらいいんです。だから都市内分権で各小学校単位で予算をつけるってことも、それぞれの区長が判断してそういうことをやるんだったらやったらいいじゃないですか。でも今の都市内分権で審議会の意見を聞いて、予算編成すればいいと言えば、そのメンバーは本当に住民代表なんですか。もしそういうことが許されるのであれば、もう市会も府議会も無くしてしまっただけで審議会つくったらいいじゃないですか。そんなことは許されないじゃないですか。やっぱり選挙で選ばれたっていう議員さんが住民代表だということ民主的な正当性を有してるわけですから、それね、委員会とか審議会だけで全部いいなんていうのは、それは自分たちの公選職の自己否定になると思いますよ。

(浅田会長)

議論終わりませんでして、ちょっと逸脱してますので、これはこの辺で打ち切りたいと思います。

花谷委員、最後です。

(花谷委員)

僕を最後に、次市長、当てないで下さい。

(橋下委員)

僕にじゃあ、僕に質問しないでくださいよ。当てないんだったらもう答えません、それは。

(花谷委員)

じゃあわかんないですけど。市長がね、私。

(橋下委員)

市長と言わないでください。今当てないでくださいって言ったんだから。

(花谷委員)

当ててください。

(橋下委員)

じゃあいいです。

(花谷委員)

先ほど我々の協議会方式に賛成していただいてありがとうございます。いいものに、いいものを賛意を示していただいてありがとうございます。いいものにできるように、僕らは自信がありますので。先ほど、うめきたの話です。これは今日の財政シミュレーションのところ、本当に素朴な質問なんです。いいことでしょう。市にも出していただいて府にも出していただいてやる、今回市がお出しになる、もしくは借金にしはるのかわかりませんが、その負担、借金返済のものもしくは大阪市が負担するものはこの財政シミュレーションでどこにあるんですか。どの部分が都や府に行くっていうふうここに書いてあるのかが1点。もしくは借金であれば、返済しないといけない。これから財産を移動することがあると思うんですね。これは大阪市から大阪都なんか大阪府が知りませんが、そっちに財産を移動させたら今回のうめきたの、大阪市が借金としてつくらはった分は大阪府に来るんですよ。その返済原資は大阪市から大阪府、大阪都に来るという財政シミュレーションになってるんですか。

もう1点。これは私、浅田会長と長年、長くはないかわかりませんが、色々話しててすごく気になるのは、うちは都島区長ですけども、区長が常に大阪市政、都島区政に御協力いただいてありがとうございます。会長も私も区政に御協力いただいてありがとうございます。このワード、すごく違和感があるなってずっと言ってきたんです。このワードに対して今山中議員と橋下市長の間でちょっとあったと思うんですけど、区政っていう表現が、じゃあ今は正しくないという御理解でしょうか。

(橋下委員)

いや、別に問題ないですけども。

(松井委員)

行政区政。

(花谷委員)

行政、行政やと思うんです。

(橋下委員)

区政がありますので。

(花谷委員)

また会長と話ししといてください。昔の話です。

(橋下委員)

わかりました。会長、さっきのうめきたの話はいいですかね。個別課題については、こ



これは個別の事業については今の、現在の予算はそこまで埋め込んでいませんけれども。

(花谷委員)

例として言わはったんで、今財政シミュレーションの中でね。

知事が言わはるのは、ああよかったよかったっていう話で、僕は済んでますけども、市長は僕に問いかけはったわけやから。だから財政シミュレーションでその両方がお金を出し合ってるわけやから、今後どうなるんですかっていうのは大事な話じゃないですか。

(橋下委員)

仮に起債になれば、この償還分についてはそれぞれが持つことになってますかね。

(事務局)

今回のシミュレーションは広域と基礎という仕事で割り振って3対7となっております。

(花谷委員)

そんなんあらへんやん。シミュレーションに入っていないってことですか。

(橋下委員)

だからそれは詳細に詰めていくと。要は成り立つかどうかね。

(花谷委員)

だからシミュレーションに入っていないって答えてもうたら終わるんですよ。

(橋下委員)

3対7で割り振って、それはもうこのうめきただけじゃなくて全体の仕事を見て3対7で割り振ってるという、まさに試算だということを言ってますので、それは。だから一番問題なのは、そういうふうに3対7で割り振ったらこれは各区の財政格差に、税収格差についてはある程度の範囲でおさめますよと。あとはうめきたの問題とか、これは個別課題です。これはやっぱり大阪市の、今までだと市債だけでこれを詰め上がっていたのが、もうそんなのは大阪市民だけでうめきたの土地購入なんかあり得ないですから。そういう形で行けば、広域行政っていう役割が本当は出てくるわけなんだけれども、今の大阪市役所と大阪府庁という体制をそのまま行けば、それは広域行政としてうめきたに、あそこにお金を投じるなんていうことは今まではそんな議論も何もなかったじゃないですか。やっぱりそれで大阪が弱まってきたのは確かです。これは一例です。だからこういう形で物事を今後も進めていきましょうという話です。

(花谷委員)

今のお金の話やからね。だから個別課題じゃないと思うよ。今。

(浅田会長)

挙手して発言してください。

これが最後です。

(花谷委員)

個別課題としてね。

(浅田会長)

挙手してから。これはあかん言うてんねん。これが最後で話は打ち切りとなります、今回は。

(花谷委員)

じゃあ質問じゃなく。

(浅田会長)

当ててない。これが最後や言ってたんやけど。

(木下委員)

ちょっと待って、異議あり。議事進行に異議あり。

(浅田会長)

ちょっと待ってください。膀胱炎になりかけてるのが何人かおりますので、5分間だけちょっと休憩させてください。

(木下委員)

その前に、一言だけ言わせてください。

(浅田会長)

一言だけ言ってください。

(木下委員)

一言だけ。浅田会長の今の議事進行は、この今の財政シミュレーションについての質疑を審議、審議というか協議を打ち切る発言ではないのかなと。徹底的に議論させてくださいよ。何でそれを、何で、膀胱炎になるから一旦打ち切ります、休憩挟みませうんだったらわかるけども、何となく今の浅田会長の議事進行は、限りなく我々の議論しようとする部分を打ち切られてるような印象があります。

(浅田会長)

あのね、言うたら悪いですけど、けちつけようと思ったら何ぼでもつけれるわけですよ。片っ方はこれで成立してると、片っ方はこの点はどうなるんやと、色々問題点を指摘して

いただいております。それは私も把握しております。このままで、24区のみで回っていくというシミュレーションを出されて、各点に関して色々御質問いただいている、それに対して答えていただいている。問題点については私の理解する範囲ではもうこれ以上ないのかなというふうに把握しております。

それでは、5分間ちょっと休憩いたします。休憩します。

< 休憩 >

(浅田会長)

それでは、再開させていただきます。

花谷委員、最後の最後です。

(花谷委員)

先ほどの木下委員の話が余り伝わってへんようですけども、橋下市長ね、個別の議論は後ほどっておっしゃるんやったら、例として出してほしくないんですよ、うめきたのこともね。素晴らしいことやってますね、やってるでしょうっていうのは、そやなと心の中で思いました、知事のお話で。その後に財政負担のことについておっしゃるから、ちょうどこの財政シミュレーションのことをやってるから聞いてるんです。常に知事、市長の姿勢、僕ら納得できへんのは、お尋ねしてその回答の例示として出したこの前のシャープ、亀山に負けたっていうことについても、何ら御返事がないんですよ。だから負けたってどういうことなのということ返事いただかないままここに来て、撤回もしてない、してはらへんわけですよ、あれも資料が間違っていましたから下げますっていうこともおっしゃってないんで、早く御返事下さいって言うてんのもと同じでね、我々が聞きました、それに答えました、こういう例があるじゃないかって言うていい例を出しはりました。じゃあその中身について更におかしいと思うから質問してるのに、それは次の機会、別の場でスルーするんやったら、その例は無しにしてくれませんか、ということです。例を出さるんやったらこの財政シミュレーションの中でどういう位置づけなのか、我々議員というのは、いつも市長がおっしゃってるように予算が命ですよ、予算が全てですよ。税金の使い道、それをきっちりチェックするために出てきてるのに、そこを別の機会に言うてスルーされて、更に後ろの山口さんは入ってないとはっきり言うてはんに、入ってないんやったらこのシミュレーションにうめきたのことは入ってませんって言うてくれはったらそれで終わるんですよ。そやのに違うことを言うから。

(橋下委員)

一言、もう最後の。いいですか。

(花谷委員)

議論しようや。

(橋下委員)

いやいや、これもともとの前提が22年のデータでやってるんでしょう。だから23年も24年の予算のことなんか入ってませんよ、それは。

(花谷委員)

カテゴリー、カテゴリーの方です。カテゴリー。

(橋下委員)

だからそれを言ってるのは、データは入ってませんけども、考え方としては3、7でそれは割り振っていきますよって考え方です。でもこの数字自体は22年の数字でやってるんですから。

(花谷委員)

だから仕事には入ってないんでしょう。うめきたの仕事は入ってないんでしょう。

(橋下委員)

1つにしたら、財布を1つで使うことの意味を説明したんじゃないですか。

(松井委員)

あのね、うめきたの話が出たのは、府市が一本化すれば経済にどういう影響を及ぼすんですかと。今でも、今の状況とどう変わるんですかっていう質問があったんで、経済界の皆さんがうめきたの問題でこの間緊急都市整備地域の話ができたので、その会議があったので、僕と市長とが一本化になって意思決定が早かったので、経済の主役であるそういう企業の皆さん、そこにいらっしゃる関係者の皆さんは非常に喜んでいただいたと、そういう例示を出したということです。

(花谷委員)

理解してます。理解してますよ、知事のおっしゃってることは。市長のおっしゃってることにおかしいと言うてるだけです。

(橋下委員)

何ですか。例示で出しただけですよ。

(浅田会長)

ちょっと不規則発言ばかりやね、これ。

(花谷委員)

財政シミュレーションの中に入ってますかって聞いてるんです。入ってないんやったら入ってないと。

(浅田会長)

挙手して許可を求めて、場外発言に対する答えだったら認めませんけど。

(橋下委員)

先ほどの質問に対してです。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

数字は入っていませんが、そのような考え方、思想は入ってます。

(浅田会長)

ありがとうございました。

(花谷委員)

入ってないけどね。

(浅田会長)

大橋委員。手を挙げてはったん違うんですか。ええんですか。

それでは続きまして知事、市長それから自民党の順で資料を御提出いただいておりますので、御説明いただきまして、その後意見交換の時間をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは松井委員から、提出資料の説明をお願いします。

(松井委員)

これも議論の中でほとんど、非常にダブってるんですけども、これまでの議論と非常にダブりますが、自民党会派から受けた意見、質問等への回答ということで、1枚めくっていただきまして、まず先ほども話がありました経済の低迷と財政制度の見直しの関係については、8月10日の開催の第4回の協議会で企業誘致、インフラ整備等具体的な例示を示して、府市がばらばらに取り組みを行ったために一体となって有効な対策を打てなかったというのはもう説明済みであります。我々としては2つの大阪を解消し、新しい制度を整備することで統一の戦略、そういう戦略のもと、一体性をもって政策を速やかに、スピーディーに推進するべきと考えてます。これは先ほど例示に出させていただいたうめきたもそうなんです。制度と政策の両輪を進めるということで、大阪の再生に向けて今の経済再生なり何なりを、これはもう強力に進めていくには制度の改革、制度の改正というものが不可欠というのが考え方です。府市の二重行政について、こちらも前回の協議会で橋下市長から説明がありましたが、現状のままの連携で解消可能ということではなく、これはもう無理です。人によるものですから、府市の2つの広域自治体が二元行政の現状にあることが二重行政、これにつながってるということで、これを解消して大阪都を実現するこ

とで、これから将来にわたっても二重行政が発生しないような制度にしていくべきという認識です。

更に住民自治についても、第4回協議会で現在の大阪市の住民自治に多くの課題があること、また特別自治市への再編が住民に大きな効果をもたらすと。そういう説明済みであり、これにより、ここが一番重要で、公選区長のもとで予算の編成権をしっかりとやってもらおう。予算を編成するということは、公選区長で住民の意思で選ばれた人ではないと、これはもう役人が、役所から派遣した人が大きな予算を編成するというのは、これはもうあってはならんということをおっしゃいます。なお、特別自治区の規模としましては、行政基盤が一定確保され、住民に身近なサービス、そういうものを提供することができる規模と、中核市程度の規模が一番望ましいと考えております。

以上です。

(浅田会長)

それでは引き続き花谷委員の方から資料を提出いただいておりますので、御説明をお願いいたします。

(花谷委員)

資料3、ご覧ください。

その前にですね、今、松井知事からお返事ありましたけども、私たちの質問にお答えいただけてません。きっちりお答えをいただきたいと思います。

1ページめくっていただきたいと思います。

維新の会さんからの質問をちょっと読み上げます。

維新の会では、大阪経済の低迷に危機感を持っているが、自民及び民主・みらいの両会派におかれては、大阪の経済情勢の現状をどのように把握しているかというお尋ねです。

下に、我が党の見解を書いてあります。大阪経済は、産業構造の変化、在阪企業の東京への移転、生産拠点の海外流出、府内総生産の大幅な減少、深刻な雇用情勢など、関東や中部地域に比べても落ち込みが顕著になっており、大阪の元気が失われていると、このように考えています。

これは、昨年4月の統一地方選挙のときの我々の公約にも書いてあります。つまり現状に対する危機感というのは大阪維新の会の皆さん方と同じところに、認識に立っているというふうに考えております。

続いての質問はですね、自民におかれては、大阪経済の低迷は全国的な潮流によるものであり、府市の関係がどうあろうと、どうこうできるものではないとの認識を示しているが、一方で、府市で政策連携をすれば課題の解決はできるともされている。どちらの考えが本意なのか。

この質問がですね、常に我々が聞いていることと違う答えが返ってくる根幹なんですね。

まず1点目、前者っていうのは、経済低迷の要因に関する議論として聞いているんです。だからそれが府市の関係や大都市制度の問題が要因ではないでしょと主張してる、主張の中で知事、市長からの回答はこれをお認めになったような回答になっていたから更に指摘しているというか、解説をしてるんです。

後者の部分はですね、府と市の関係そのものには改善すべき点があると。だから我々、広域戦略協議会を提案して、戦略の統一化であるとか、そういうものを提案してるわけです。だからそれはですね、府と市の制度を変えることではなくて、府市の政策協調により、一体的な広域行政を進めるとともに、行政課題に効率的に対処していくことが可能だという、そういう主張をさせていただいてることで、僕も違うことを聞いているのに、自分たちの都合のいいようにお答えになってる、すりかえがこれまで知事、市長にあったということを指摘しているわけです。

次のところですが、維新さんの質問は、維新の会では、大阪の再生は、府庁と市役所を、統一的な成長戦略を強力に進められる大阪都と、住民が自らの選択と責任で身近な行政に携わっていける特別自治区に再編しないと実現できないと考えている。

それに対して、自民及び民主・みらいの両会派におかれては、現在の府庁と市役所を残したままで改革を進めることで課題が解決できると主張しているが、現在のまま府庁や市役所を残すことにどのような意義や効果があると考えているのか。

また、府庁と市役所を再編することで、府民・市民にとってどのような問題があると考えているのか。

これはですね、ずっと言うてきてることです。提案しておられる方々が説明をすべきだということです。

ですから、我々としては、府と市が存在してるというのは現在の姿であって、意義や効果を議論する問題ではないと考えています。そこを飛び越えて府と市の制度を見直すというのであれば、その必要性や効果、並びに問題点を府民・市民が正しく理解できるように説明をしていただくべきと。提案者の説明責任を求めています。

続いて、自民におかれては、維新の会と同様、道州制への移行も視野に入れた検討をしているが、道州制の導入以降の将来にわたってまでも、府と市を存置したままでおくべきとお考えか。

もうこれは、我々、広域戦略協議会は道州制を導入するためのものとして提案してます。

ですから、関西州が実現した際には、広域自治体である大阪府は無くなると考えております。基礎自治体である大阪市は存続して、関西州の拠点都市として重要な役割を担うものと考えております。

3ページにみてください。

ここで尋ねは、大阪広域戦略協議会の具体的な制度設計を示してほしい。設置目的や所掌事務、組織、意思決定方法、設置期間など。

これ残念な質問で、府議会の総務委員会で議員間討論がありまして、我々この広域戦略協議会の条例提案をさせていただいて、何だって聞いてくださいと、質問にお答えしますよと言ってるのに、民主の中村議員から御質問いただいただけで、維新さんからは一切御質問がありませんでした。非常に残念で、答えなかったんですが、この場で答えるっていうのはちょっと残念な思いをしてることを申し上げながら言います。

これも読ませていただいた方がいいですね。

我々は、大阪広域戦略協議会は、大阪府、大阪市、堺市それぞれの長と議員が参画し、政策・戦略を統一し、二重行政を解消するため条例に基づき、ここ大事です、条例に基づき設置するものであり、イメージとしては、府市統合本部に議員も参加するもの。

今、知事、市長がやっておられる府市統合本部に我々、議員も入るというイメージでございます。イメージしやすいかと思います。

設置目的は、協議会は、大阪府、大阪市、堺市が統一した戦略を構築し、また、国に対して共同して提案、要望を行っていくための協議を行い、その協議結果に基づき、施策にそれぞれが努めることによって、多様な行政課題に効率的に対処していくことを目的とするとともに、将来の関西州実現への一助となることを目指す。

これ、条例の中身そのまま書いてます。

続いて、所掌事務ですが、協議会は、成長戦略、産業振興、空港、港湾、交通政策、環境政策、その他の各事項について、大阪府、大阪市、堺市それぞれが果たすべき役割、連携の方法などについて協議する。

その他って書いてありますので、これ以外も当然入ってまいります。

先ほど、財政シミュレーション、市長に説明いただいて、その中身に港湾入ってませんでしたね。港湾の事業負担はどうなるんかということ、実は疑問を持ちながら聞いておりました。

続いて、組織のところですが、協議会の委員は、大阪府、大阪市、堺市それぞれの長と議会議員で構成する。

専門部会は、協議会の委員の他、協議事項に関係する市町村の長と議員、有識者を加えて組織する。

これは、公明党さんから前回提案ありましたオール大阪でしたっけ、私たちは常時全ての市町村長さん、議員を入れるのではなくて、例えば伊丹空港のことを話し合うときに、その関連する市長さんと議員、もしくは有識者にお入りいただいて議論をしたらいいと。テーマごとにメンバーを変えることを専門部会というふうに考えています。

続きまして、意思決定方法ですけども、採決の方法については、協議会において定めると考えています。

協議会で合意、決定された事項については、議会の同意を求めるものとします。

これはですね、採決の方法について協議会において定めるとするのは、テーマごとによってね、無理やり決める必要があるのかないのか、そこら辺をきちんと議論をして、テーマを定めて期間も定めて、そして採決の方法も定めたらいいかと思っております。

設置期間ですが、関西州実現までと。

別に、関西州ができてですね、大阪府が無くなった段階で、関係市町村長、議員、それで続けていただいても一向に構わないというふうに思っております。

続いて、4ページ、維新さんからのお尋ねですが、大阪広域戦略協議会を設置すれば、広域行政の一元化や府市の政策・戦略の統一、二重行政の解消が可能と考える理由は何か。

協議会を設置すれば、府市連携がうまくいくと考える根拠は何か。意見が相違した場合、意思決定は本当に可能か、調整に手間取らないかということをお尋ねいただいています。

我々はですね、この協議会は、条例に基づく協議の場であって、大阪府、大阪市、堺市の長と議員には、協議に参加して、政策・戦略の統一、二重行政の解消に向けて積極的に取り組むという責務、これを条例によって課せることになっています。

意見の違いや調整が難しい場面もそらあると思います。自治体間で丁寧に議論を重ねて、問題を解決していくことが、民主的な手続であると。我々、民主主義の中で頑張ってるわ



けですから、きちんと手続をとればいいというふうに考えています。

また、府内市町村との関係についても、インフラ整備、産業政策、企業誘致等ですが、これは市町村の協力が必要であって、調整は不可欠であります。これまでも大阪府は様々な事業を行い、市町村と共同で行っておって、問題ないと考えています。前回お示ししましたように、たくさん連携でできている事例がいっぱいあります。府と市だけの連携だけじゃなくて、ほかの市町村との連携、民間団体との連携、いっぱいある。これを私たちは引き続きですね、この条例の中で積極的に取り組むという責務を与えることによって、充実した結果を出すことができると考えています。

最後の点ですが、むしろ、広域行政体が一方的に決定した意思が地元市町村の意思と異なることが問題であり、事前に協議を尽くし、十分な検討、これはリスクの回避であるとか、リスクの管理を行う必要があると考えておりました、大阪広域戦略協議会は、こうした協議も行う場であると考えています。

次、以降はちょっと柳本委員にタッチします。

(柳本委員)

はい。私の方から、基礎自治体関連について回答させていただきたいと思います。

まず、回答させていただく前に、改めてですね、我々のこの基礎自治というか、住民自治あるいは自治機能という表現もされておりますけども、これに関する考え方を述べさせていただきます。

今現在の大阪市内の住民自治を高めていくべきだという考え方を基本的に持っております。

ただですね、住民自治を高める上で、そのことによるデメリットもあるということをご様方にも認識いただいて、その検証をしながらの議論が必要であるというふうに思っています。

住民自治をいかに高めるかという議論になってきますと、まず地域の単位が小さくなればなるほど、そして地域の単位に対して権限が多く移譲されていければいるほど、住民自治の程度は高いといえるというふうに思います。この点については余り異論はないかというふうに思うんですが、こういった形で2つの、住民自治を高める上で2つの変数があるわけなんですね。そのときに、地域単位が小さくて権限がほどほどの行政区と、今の大阪市内の行政区と、地域単位が広がるけれども、権限が今よりも大きくなる、しかし税源は一部、都に吸い上げられて調整交付される特別自治区とではどちらが住民自治の程度が高いかということになってきますと、これ2つの変数があるもんですから、一概には言えないというふうに思うんですね。

ところが、維新の会の方々、また首長の方々はですね、そのことによって、より身近な住民の意見が通る行政になるというふうに決めつけておられますけれども、そうなるかどうかは証明されてないと、立証されてないというふうに思っております。だからこそ、私たちは地域を、地域単位を今の行政区という形で、2つある変数のうちの1つ固定しながら、いかにその地域内で権限などを移譲していくかということ都市内分権という話をさせていただいてるということなんですね。

もう回答に移らせていただきますが、5ページの方で、そもそも、首長を公選で選ぶこ

とだけが民意を反映させる手段ではないというふうに思っています。

参考までにですけども、アメリカのニューヨーク市は800万人以上の人口なんです。5つの行政区があるらしいんですけども、ここはニューヨーク市長がいるだけで、公選の区長も、あるいは区議会もありません。そういった大都市もあるというふうに聞いておりますので、そのあたりも認識しながら議論を進めていかなければならないと思っております。

住民自治を強化するためには、例えば、区政会議のような諮問機能的な形で住民や議会がかかわる手法であるとか、地域活動協議会、これは今、大阪市で取り組もうとしてるものですけども、住民自らが決定する住民参加型の仕組みなどがあります。

また、あるいは地方自治法に基づく区の地域協議会というものも実際に行われてる自治体もあります。

例えばですね、今現在、大阪市で橋下市長のもとで行われております公募区長の任命によって、市長に対してある程度、意思疎通ができる区長がですね、市長の権限を区域内で行使していくということについても、市本庁に対する区の一種の団体自治を高める方法であるというふうには思っております。

前段の議論の中でも、区政会議なんて余り意味ないじゃないですかと、予算編成権が与えられなかったら、もうこれはだめなんですよという意見もありましたけども、実際ですね、各政令市では、様々な形でこの区政会議的なものが行われております。

そこに、例えば川崎市とか横浜市でありますと、議会も何らかの形で関与するという方法を取りながらですね、予算に対して一定の意見を付していくというような流れを作るところもあります。

今現在の大阪市は、ちょうど区政会議が昨年度に実施されたばかりでありますので、まだまだこれから改良の余地はあるかと思っておりますけども、こういった形で改良を続けることによってですね、住民自治の強化につなげていく方法はあると思っております。

また、1つ海外の事例も挙げさせていただきますと、カナダのトロントの方にはコミュニティ・カウンスルというのがありまして、これは市議員とコミュニティ・カウンスルというのがあって、コミュニティ・カウンスルは市会において分野ごとに設けられてる委員会とは別に、市会内に地域の声を反映させるため市会の44の小選挙区を4つにまとめた区域ごとに設けられる委員会で、各区域から選出された市議員が委員となるというものなんです。こういったところで実際に路上カフェの免許に関する決定権限であるとか、区域内の再開発に対しての市会への提言とか、こういったことを実際にやってる自治体が内外で既にあるということを考えながら、冒頭に申し上げましたように、今の地域単位の中で色々取り組みをしていく方策はあるというふうに思っております。

6ページにいきまして、もう全てはお答えしませんが、2つ目のぼつのところで、私たちの見解といたしまして、今後、更に各区の特徴に合った施策が実現できるように、一層の区役所の権限の強化など、引き続き、都市内分権の取り組みを進めるとともに、区独自の施策については、法的な根拠のある各区選出議員と区長との意見交換の場を設定するなど、民意を反映する仕組みをつくれればいいというふうに思っております。

このように、是非ね、具体的にちょっとお答えをいただきたいというふうに思うんですが、先ほど、松井知事の方から御答弁をいただきました住民自治のところ、こうやれば

いいんだ、第4回協議会のところで回答したというふうにおっしゃってますけども、これだけでは私たちちょっとイメージ湧かないんですね。

ですから、ぜひ具体的な事例も挙げながらですね、個別事業についても正確にお答えをいただきますようお願いすると同時に、今回の協議会で広域自治体について議論しましょう、あるいは基礎自治体について議論しましょう、そして財政調整や区割りについて議論しましょうというような流れがあるものの、基礎自治体ということについての議論をする時間が十分にこの間でとられてないようにも思いますので、この点についても、会長に御配慮いただきますようお願いいたします。

以上です。

(浅田会長)

はい。ありがとうございました。

それでは、今、御説明いただきました松井委員から提出されております資料、それから花谷委員から提出されております資料、それに基づきまして、花谷委員、柳本委員から御説明いただきましたが、それらの内容につきまして、意見交換に移りたいと思います。御自由に御意見をいただけたらと思います。

橋下委員。

(橋下委員)

今の自民党からの説明で、まず花谷委員の広域戦略協議会なんですけれども、ちょっとこれ根本的に矛盾があるなと思うんですけれどもね、広域行政の範囲っていうのは、我々、大阪全体に及ぶ行政だと。これもちょっと定義はもうちょっと正確にしなければいけませんし、事務事業の分配でそこは詰めなきゃいけないんですけれども。大阪全体にかかわる行政についてですね、なぜ大阪市と堺市だけが特別にまたそこで意思を表明するというのを許すのか。もし大阪市と堺市の意思を表明することを許すのであれば、専門部会というところでその他の市町村を入れていきますけれども、本来であれば、43市町村でこれ、協議会つukらないとだめだと思えますね。

まさに府議会の皆さんは、大阪市民の代表でもあり、またそのほかの42市町村の代表でもあるわけですから、1つの会議体で物事を決めるということがね、本来の民主的な手続だと思うんですよ。

むしろ、大阪市以外にもかかわるような、いわゆる大阪全体にかかわるような問題を大阪市や堺市という、そういう自治体に特別に意見表明をさせる権限を与えるっていうのは、全くこれ公平性を害すると。

そうであればですね、大阪全体にかかわることは43市町村でやるというのであれば、確かに筋は通ってますが、これはもう現実無視。今の水道企業の統合問題1つ取ってみてもですね、43市町村長で物事を全て決める、またそこに議員の代表を入れて物事を決めるなんていうのは、全くこれは無理です。だからこそ、これ基礎自治体と広域行政という行政体の役割分担があって、大阪全体にかかわることは大阪府議会で決めていきたいと思いますというふうになってると思うんですね。

ですから、例えば空港問題とかいろんな問題についてですね、じゃあだれを一体この協

議会に入れて、ここの専門部会にだれを入れるのか。もう大きくこれはもめますよ。それは伊丹空港の問題のときに、豊中市を入れる、箕面市を入れる、じゃあそのときにですよ、伊丹空港の問題について阪南市や泉佐野市は入れないのかっていったら大問題になります。ここについて実際の具体のそういう制度設計をすると、恐らくこれ制度設計不可能です。だからこそ、大阪府民全体を代表する大阪府議会、僕が考えてるところの新しい大阪都議会にですね、それは大阪府民全代表して、まさに市民の代表者でもあるわけですから、そこに府議会と市会、この市会ってというのがなぜ大阪全体の問題に対して口出せるんですか。市長がなぜ大阪全体の問題に口出せるんですか、おかしいです。大阪市民は大阪市長を選ぶ、大阪市会議員を選ぶのと同時に、大阪府議会議員、大阪府知事も選んでるわけですから、大阪全体の問題は府議会や知事、僕が言うところの新しい大阪都議会、大阪都知事に決めてもらえれば、意思決定としては全く問題ないと思ってますし、筋を通すのであれば、43市町村で協議会をつくるべきですが、これは絶対に現実的に無理です。

これは、もう1つは、府市統合本部をずっとこれまで開いてきてる状況を見ていただきたいんですが、府市統合本部でこれ議論して物事を進めていくといっても限界あるわけです。やっぱり行政組織で物事を進めてもらう、そら代表者だけが出てきて、実質の審議なんていうのはほとんどできません。決定はできますけれども。だから我々がやってるところは、この広域戦略協議会と趣旨は多分同じだと思うんです。

先ほど、僕はこういう考え方はそれはありですねというふうに言ったのは、考え方は同じなんです。

ただ、現実問題として、これを物事を決めて進めていくということになれば、それぞれの役所組織のですね、局長、部長、課長、課長代理、これが全部2人、3人併存するのではなくて、組織として一本化してまとまってですね、それぞれのありとあらゆる問題について広域行政では3,000事務事業とってますけども、それについて組織で動いてもらわなきゃいけない。その組織的な対応、現実問題として筋を通すのであれば、43市町村で協議会つくるべきですが、これは絶対に無理です。

そうではなくて、自民党が言われるように、大阪市と堺市が協議会の中の委員だということであればですが、これは不公平。他の市町村からは絶対に文句が出ます。

それから、所掌事務と組織ということ、これを本当に現実問題やろうと思ったら、じゃあどの所掌事務について誰が決めるのかということを決めていくと。これはもう制度設計、ぜひそれできるんだったらやってもらいたいんです。それをすっきりさせるために、我々は1つの組織、1つの議会として、新しい広域行政体に任せるべきではないかと考えております。

それから、柳本委員の方からですけどもね、基礎自治体の方から言われてることなんです、ちょっと発言、それから花谷委員、港湾はですね、港湾はシミュレーションの中では公営企業の中できちんとカウントされてます。公営企業会計の中でカウントされてます。

それから、基礎自治体の話なんです、柳本委員は、エリアと財源の問題で住民自治に資するかどうかという議論をされましたけども、今回の大阪都構想で基礎自治体からある意味、区から財源が吸い上げられるというようなニュアンス、そういう御発言あったと思いますが、それは仕事とともに財源が移るわけですから、やるべき責任もそこは狭まります。

ですから、お金だけが吸い上げられる話ではないということは御理解いただきたいと思っております。

それから、ニューヨーク市の例を出されました。確かにあそこは公選、区長は公選ですか。

(事務局)

公選です。

(橋下委員)

区長は公選です。

議会は確かに公選ではありませんが、ロンドンや、それからソウルなんていうのは、もうこれは新しい大都市の中で区長公選で、区議会は、ソウルは区議会置いてましたっけ。ロンドンはそれぞれの32のバラに全部、区議会があったと思うんですけども、どちらが大都市制度のあり方として本流かといえば、これは学説色々ありますけども、ニューヨーク市の方は例外だというような見解もあります。これはもう色々見解ありますので。

ですから、余りニューヨーク市がこうだからとか、そういう議論ではなくてですね、世界の大都市は両方あったとしてもですね、大阪の現状においてどうなのかっていう議論をすべきかと思うんですけども、そこで柳本委員が答えられた答え、これもおっしゃるとおりです。だからこれは進めていかなければなりません。区政会議とか、いわゆるもっと言えば小さな、もっと小学校単位のコミュニティでね、物事色々決めてもらうとか、意見出してもらうっていうことは、これは当然やらなきゃいけません、そこで十分だというように考えられてる委員の考え方と、いや、そこにもう1つね、区単位で、これは24区単位というよりも、僕が考えてるのは、もうちょっと再編して8から9、ないしはもうちょっと少な目なのか、ちょっとそこはまた議論次第ですけども、そういうところに更に予算編成権を渡していけば、より住民自治が強化するんじゃないですかということなんです。

財源が減る、減らないっていう問題は、先ほど言いましたけども、基本的には住民サービス、今まで大阪市がサービスを行ってた分の財源は減りません。だから財源が都の方にいくっていうことであればですね、それは仕事と一緒にいくわけですから、もしこれ基礎自治体がやるっていうのであれば、基礎自治体の水平連携で財源とともに仕事も責任負ったらいいと思うんですけども。

ただ、いずれにせよ、財源だけが吸い取られるということではなくてですね、重要なことは、都市内分権、こういうことをこれからも進めていきますけどもね、柳本委員が言われるような。それに加えて、もうちょっと大阪市という単位じゃなくて、小さい単位のところに予算編成権というところを渡していくのか、意見を聞くだけじゃなくて、そこで様々な独自の政策まで決定するね、権限まで渡していくのかっていうところの議論になると思うので、住民自治のあとはレベルの問題なのかなと。これは柳本委員が言われるところでよしとするのか、いや、こういうことよりも、もっと自治権を発揮してもらいたい。

というのは、大阪市はずっとこれまで特別自治市構想と言ってたわけじゃないですか。自分たちは独立させてくれ、独立させてくれって言って、各地域が独立することを否定するっていうのは、物すごい論理矛盾を感じるんですね。それまで大阪市に権限くれ、府か

ら権限くれ、府から独立させてくれ、もっと言えば、府から独立っていうのは国からの独立にもつながるわけです。

ですから、地制調ではかなりこれ問題ある制度だということをいわれていますけども、大阪市という単位で独立させてくれっていうんだったら、しかるべき単位で独立を認めてもいいんじゃないのかなと思ってまして、ここは議論です。

ですから、コミュニティの単位っていうものがどれぐらいの単位なのか。これは色々な歴史的な背景、文化的な背景、いろんなところがありますけれども、ただ、これは現実問題、1,700ある基礎自治体の規模からすればですね、何も260万人で1つ固まらなくてもですね、10万人や20万人、30万人ずつぐらいで固まってもらって、そこで自治体として自立的な運営をしてもらおう。だって全国1,700あるうち、85%が10万人未満の自治体なわけですから、みんな10万人未満でみんな予算編成権やってるわけですよ。じゃあ何で大阪市だけが260万人で予算編成しなければいけないのか。10万人未満でほとんどがやってる、10万人未満とは言いませんけども、30万人から50万人ぐらいの単位で独立させてあげるといえるのは、これまで特別自治市構想ということ言われていたんですが、その範囲をもうちょっと狭めてですね、まさに特別自治区構想に持っていったらいいんじゃないでしょうかね。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

市長から私に2点。

1点はですね、何で大阪府と大阪市と堺市か。これはね、我々、まずこの推進協議会で次の議論としてやってほしいなと思ってたのは、統一すべき広域行政とは何か、もしくは広域機能とは何かというところを議論させていただかないと、実態はわからないと思うんです。

そのすり合わせをまずできるんやろうなと思って参加をしています。

同様に、無駄な二重行政とは何か。これも冒頭に、一番初めに言いましたけども、大阪市さんから明確にね、無駄な二重行政はこれやという、認定か断定かはわかりませんが、そういう意見まだいただいてないんです。府が言うてきたものに従って今、進めていただいているので。

答えに戻りますと、公平性に欠けるんじゃないかとおっしゃいますが、我々はまちづくりの機能、都市計画の機能、これが法律で与えられてるのは都道府県と政令市なんです。

これが言うたら、成長戦略、まちづくり、ここら辺の根幹になるというふうなお考えやと思いますよ、そこは。維新さんと我々ね。だからとりあえず、このまちづくりの権限を持っているところイコール、広域機能を持っているという判断でこの3つをさせていただいています。

大阪府下を見ていただいてね、政令市以外のまちづくり、都市計画、全部、権限、大阪府が持っているんですよ。

でも、でも持っていない市町村に対して意見を求めて調整をする機能は大阪府が今、務

めてますよね。だからそれで不十分だったら、当該市町村の代表、議員に来ていただいたらいかかかなと。更に丁寧な手続として広域戦略協議会を提案してるんです。だからもし、市長、知事がですね、いや、都構想で必要なのはこんな広域機能や、こういう広域行政やということを指摘していただいたら、私たちはこういうふうはこの3団体を中心として解決できますよという御返事をさせていただきたいと思います。

もう1つはですね、府市統合本部でも限界があるんですよって、こうおっしゃいました。これも私はずっと聞いてるんです。大阪市を消滅させないとでけへんことは何ですかってずっと聞いてるんですよ。我々が聞いてて、今、限界があるっておっしゃったんだったら、その限界を教えてくださいと我々は言ってるんです。その回答がないんですよ。だからその質問はおかしいと思います。私たちが府市統合本部で全部できると言ってるけども、政令市を解消しないとできないというのは何ですかとお尋ねしてるんです。だから市長からの質問は御自身への我々の質問ですので、お答えをいただけたらと思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

まちづくりのところなんですけど、ですからそれは大阪市内に影響がとどまるようなものだったらいいんですよ。それは大阪市内で、大阪市が基礎自治体でやればいいんですけども、まちづくりといったときの都市計画の権限がですね、例えばうめきたとか、もっといえば大規模開発等についてはですね、それは本当にどこまでの範囲で物事を決めなければいけないのかということをもう一度考え直しましょうというふうに言ってるわけです。だから都市計画権限があるからといって、そこだけに1票を与えるということであれば、大阪全体がかかわることについて、何で大阪市がですね、そこに口を出す権限があるのかっていうことは、これは説明つきません。今の現行制度で都市計画権限があるのが大阪市と堺市と大阪府だから。だからというのは今の現行制度を前提にして、その現行制度がおかしいというふうに考えて、あるべき姿を目指していきましょうと言ってるのが我々の考え方ですから、大阪全体にかかわることは一体誰が議論をして決めていくべきなのかという議論です。

仮に広域行政が僕は大阪、新しい都議会、大阪都知事、今でいうところの大阪府議会、大阪府知事が大阪全体のことについては権限を持つ。

ですから、これは都市計画権限で、やはり規模で、開発規模で分けなきゃいけないと思うんですけどもね。

ただ、そういう権限を広域行政体がやろうと思っても、しっかりその手続の中で基礎自治体の意見を反映する今の現行法の仕組みになってます。だからこういう形で協議会とか専門会議なんていうことをわざわざ作らなくても、それはきちっと都市計画のその法律の中で、基礎自治体の意見が反映する仕組みになってるわけなんです。だから重要なことは、最終決定権は誰なのかということなんです。だからそれは都市計画、まちづくりについても、小規模なコミュニティなまちづくりは基礎自治体に任せればいいですけども、大阪市内にあったとしても、大阪全体に影響が出るような、大阪全体で考えなければいけな

いような、もっと言えば、大阪全体でお金を負担しなければいけないようなものについては、これはもう大阪市が口を出すことではなくて、大阪全体で金を出す以上は、そういう広域行政体に責任を持って決めてもらえればいいと思うんですね。

事務配分については、ですからそれはね、もちろんこれは配分を考えなければいけませんけども、それはまさに法定協議会の協定書づくりの中でしっかりと配分問題については考えていけばいいと思っております。

それから、府市統合本部で何が解決できないのかっていう話なんですけど、これはそれぞれの事項、個別事項ではなくて、組織のあり方です。これ二重行政、二元行政っていうところでよく問題にされていたのは、知事と市長、それから府議会、市会、この存在で二元行政ということをいわれて、2つの意思決定機関といわれてましたけどもね、本来、役所組織全体が今、二元になってる。それは局長、部長、次長、課長、課長代理、係長を全部がそれぞれポストが2つずつあるもんですから、物事を決めるときに膠着するで、全部これが最後上に挙がってきて、これを全部ですね、最後、知事と市長で、トップで決断をしる、全部そこを見るっていても、これは無理なわけです。だからこれだけの多くの行政実務をこなしていくためには、やはりそれは知事や市長や府議会、市会のレベルじゃなくて、組織自体やっぱりポストをきちんと整理しなきゃいけない。これはもう銀行合併のときにも御承知のとおりですね、合併をやってポストがたすきがけでやったところってというのは色々な弊害出てますよ。だからこれは、広域行政については役所組織もポストの再編をする。2つのポストが併存しないように1つのポストに整理をするというのが大阪都構想で、これは協議会とか、そういうトップレベルで話をしたら物事全部進むというのは、それは行政運営上、それは現実を直視していないと思いますよ。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

ちょっと今、重なるんですけど、答えで。

この自民党さんの見解の中で、この協議会が府市統合本部に議員が参加をするというイメージをされてるようなんですが、だから府市統合本部で今やってる仕事については、自民党さんも認めていただいているわけなんですよ。認めていただいている。

これは、府市統合本部をできた経過を見ていただいたら、これを設置できたのは、これは人によって設置できるもんなんです。僕と橋下市長が府市統合本部を設置しようということで。この人を選ぶ過程はそれぞれの選挙で選ばれるわけで、今回は、この自民党さんにも認めていただいている府市統合本部はそういう人が選ばれたんでたまたまできたもんでありまして、これはもう違う結果が出れば、橋下知事のころに平松市長であれば、府市統合本部なんていうのはできないんです。できなかったんです、事実として。だからそれをこれからも府市統合本部でやるようなあの作業をこれからもずっと続けて、やっぱり二重行政、二元行政にならないような制度にしましょうよというのが大阪都構想というもんなんです。これも何度もお答えさせていただいてるんですけど、これ何でわかりませんかね、わかってもらえないですかね。



(浅田会長)  
花谷委員。

(花谷委員)  
まずね、橋下市長からお答えをいただいた広域行政、何で大阪市民が口出しすんねんというところですけども。

(橋下委員)  
口出ししていいんですよ。市会の皆さんも。ごめんなさい。

(花谷委員)  
だから口出しすんねんというところですけども。

(橋下委員)  
市役所がね。

(花谷委員)  
いや、一緒ですよ。

(橋下委員)  
いや、違います。

(花谷委員)  
有権者も、我々議会としてね、議会人として入るわけですから、有権者の方々の代弁として入るわけですから、意見を言うていくべきやと思います。

(橋下委員)  
府議会でね。

(花谷委員)  
ただね、いや、府議会も市会もですよ。市会の方々も。  
そこで更にね、市長がおっしゃってる言葉を噛んで含んで自分なりに解釈するとね、府市統合本部で扱っておられる課題の中で、大阪市民からしたらね、何で府から介入されなあかんねんというテーマがありますよ。これは私は幾つか御説明いただいたときね、ごみ収集のことであるとかね、地下鉄の経営の中身であるとかね、バスのこととかね、そんなもんね、府の方々に何で言われなあかんねんという課題やと思うんで、遠慮しながら意見を言わせていただいて、それが反映されてるのかどうか知らないですけどもね。だからやっぱり自ずと都市経営というのは様々ないろんな意見をね、聞かせていただいて、そして市民、府民にきちんと理解をしていただいて進めるということが大前提で、あんたがこん

なことに口出ししたらあかん、あんたにそんな権限はありませんよなんていうことは、僕はいかがなもんかなと思うので、広域戦略協議会の枠組みはこういうふうにさせていただいていますと。だから更にね、これは国の法律を変えないでも十分にまちづくりを1つの方向性をつくることができるという、そういう協議会です。

更に、我々が提案してる中で、非常に重要な、画期的やなと思ってるのは、淀川左岸の延伸部です。これも費用負担についてもめています。

でも、もし大阪市の代表の方が、市長と市議員さんがこの必要性、もし納得していただければ、問題は費用負担なんですよ。費用負担についてはじゃあ府と市でね、国にこんな提案をしましょうと、費用負担はこういう配分でやりたいんだと、借金の仕方はこういうふうにやりたいんだと言うて、一緒に国に提案をする機能はこの協議会にできるんです。それが統一した戦略であって、統一した方向に向かってそれぞれの議会が執行者に対して指示できるという機能ですので、これは十分我々はできるもんだというふうに思ってます。

松井知事から、府市統合、我々はいいことをやっていただいていると思います。

これは、知事、市長がお二人やからできるんですよと、こうおっしゃいますが、だから我々はこの広域戦略協議会を設置して、知事、市長が統一した戦略をつくってくださいよということを法的根拠、条例設置で責任を果たしていただきたいと言うてるわけです。だからお二人は続いていただいたら、府市統合本部の機能はもっと高まるでしょうけども、違う方がなったとしても、この広域戦略協議会があれば、その思いは府民・市民と一緒に、我々、議会人も一緒に1つの方向性を見い出せる、それを条例に書かせていただきたいと思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

大阪市民が口を出すなと言ってるわけじゃないんです。大阪全体のことに対して。大阪市民が大阪全体のことに対して口を出すのは、大阪市会や大阪市役所を通じてではなくて、大阪市内選出の大阪府議会議員や大阪府知事に口を出して物事決めてもらった方がいいわけじゃないですか。だから大阪全体のことに関しては、まさに大阪府議会、大阪府知事、これ市民の代表なんですから。市民の代表でもあるんですから。そこでものを言ってもらおうと。そこにまたですね、大阪府議会、大阪知事というものを選んでおきながら、大阪全体のことに関して、また市民の代表だということでも市会や市長が出てくるっていうのは、これはおかしいと言ってるわけです。それがまず市民の代表、大阪全体にかかわることは広域行政の議員であり、広域行政の長がそら物事を決める。

ただ、あとは細かなね、事務配分についてはもちろん丁寧に考えていかなければいけません。

それから、淀川左岸線の延伸分のところですけどね、これは大問題ですよ。例えば大阪市長や大阪市会が納得したから、これ協議をして進めれば良いと言いましたけども、財源どうするんですか。これ大阪市の方で財源負担をして、市民税で負担をする。更に大阪市民は府民税も負担をしています。そうすると、大阪市民以外と大阪市民は完全に不公平に

なりますね。ダブルで積算されるわけですから。これが今の大阪市民一人当たりの借金が全国1になってしまった。東京都民が、東京23区の区民では63万円ぐらい一人当たりの借金が、大阪市民の場合には180万円、約3倍ですよ。これは今のようなこういう仕組みだから大問題なんです。淀川左岸線の延伸部が、もしこれは大阪全体の仕事だと、今までの大阪市役所の言い分では、これは通過道路だから、これは大阪全体の広域行政の話やということであれば、これは広域行政体で全部、財源を持ってもらわなきゃいけません。大阪市民は府民税も払ってるわけですから。

ですから、権限で口を出すということは財源の責任も負うことになるわけですからね。僕は口を出すな、口を出すなと言ってることではなくて、あらぬ口を出したら責任も負わなきゃいけない。だから大阪府全体の意思表示として、大阪市民は府議会、知事にコミットをして、そこで、府税でこれは負担してもらおう。そういう意味で、大阪府と大阪市というものが対等に並ぶ構造が大阪市民、一番不幸な、もう借金がどんどん積み重なってきた元凶だと言ってるわけですね。

(浅田会長)  
花谷委員。

(花谷委員)

市長、そこちょっと僕の説明がまずかったんで、そういう御理解やと思うんですけども、その費用負担についてもね、協議会で話し合ったらいいと。どうしてもこれは大阪のために必要やという認識はね、市長、知事、府会議員、市会議員が納得すれば、次は費用負担ですよ。今のままでは大阪市さんが負担しないといけない、借金を背負わないといけないという制度になってるから、これを変えてくださいよと。大阪府は費用を持ちますがなと。府民全体に借金をお願いしてね、大阪の将来のためには必要やということでやりますからというて、国に制度の改正を府と市が一緒に行ったらいけるじゃないですか。だから協議会としては口出しだけでなく、お金の配分のこともね、国に縛られてることを解決してもらおう国と一緒にお願いに行く機関になりますよというてるんです。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)

だからそれは現行の制度ではそれをやればいいですけども、これが新しい広域行政体になって、広域行政体が財源を負担するというのであれば、都がやったらいいじゃないですか。都が国とね、新しい制度になって国とやりとりをすればいいわけで。今の制度だったら、そら大阪市も一緒にね、府と一緒にやりますけども。

だからこういう形ではなくて、新しい広域行政体ができればですね、外郭環状だってね、東京都が今度やる外郭環状だって、あれ都が国に働きかけて折衝してやってるわけですよ。だからそういうのは大阪市、大阪府という形を変えればね、それは新しい広域行政体があればいいと思うんですよ。

あと、大阪府のね、大阪市内の問題について、大阪府議や大阪府の方が口を出してくることについてよろしくないと思ってる市民もいるというふうに言われましたけども、でもそれは市民の代表でもあるわけじゃないですか。だから市民の代表として、花谷委員も都島区民を代表してね、ちゃんと大阪市のためになるような決定をしてくれればいいわけだね、大阪市の方が、ごみの問題だって、これは周辺の自治体の問題も絡んでくるわけです。大阪市内だけの問題じゃないわけですよ。そのほか今、大阪府市統合本部で議論をしてる地下鉄の問題だって、これは大阪市民だけの問題じゃなくて、約7割か8割が大阪市民以外の利用者ですよ。だからみんな大阪府民全体が地下鉄のあり方についてはみんな議論したい。そういう問題だから、大阪市民だけがこれ議論するんじゃないで、これは是非広域行政体のね、本来は府議会で大阪市民のことだけじゃなくて周辺の自治体の市民のことも考えて議論をしてもらいたい。

それでね、あとは大阪市を代表して大阪市内選出の府議会議員がしっかりやってくれば、大阪市民はそれでは文句を言えないと思いますよ。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

結局ですね、大阪市役所は大阪市民のためだけにですね、行政事務を行ってるような聞こえ方をするんですけども、決してそうではないというふうに思うんです。大阪市民、すなわち大阪市内に居住してて、大阪市内で納税をしてる人以外の、いわゆる昼間人口も含めた360万人に対して様々な行政サービスを行ってるのが大阪市役所であるというふうに認識します。

そういうことを考えますと、やはり広域的な内容についても、一定、大阪市役所が関与してきたことは事実だと思いますし、せざるを得ないような状況があったというふうに思います。これは今後も大阪市が大阪市であり続ける限り出てくると思いますので、そのあたりがある意味、維新の方々が言われてる都構想にしなければならないというこの論につながるかと思うんですがね。

ただ、本当に大阪市周辺から大阪市内に通勤される方々もたくさんいる中で、本当に大阪市内の各行政区がね、幾つか引っついて自立できるかどうか。独立したらいいとおっしゃいますけども、本当に自立できるかということについては、今日も財政調整を示していただいたように、大阪市も確かに国の方で地方交付税制度というもとでですね、自立できるわけではありませんけども、その交付税制度に更に足して財政調整をしなければ自立できないような状態をつくる方がいいのかというのが、私たちの根本的な問題意識であります。

ですから、260万人人口の中には、エリアの中には富も集まれば貧困も集まると。そういうことに対して対応するためには、大阪市全体という一定のスケールメリットを生かしながら行政サービスを提供していく方が、むしろ効率的ではないかというふうに思ってるということなんです。

あと、広域に関して若干補足をさせていただきますと、例えば空港問題、先ほど言って

いただきました地下鉄の交通問題もそうですけども、今現在、地下鉄は市営地下鉄という形ですけども、やはり延伸するということになっててもですね、やはり市営地下鉄がお金を出すんですね。

市外に出るところについては、府と当該市町村が若干負担するということになりませうけども。

また、関西空港についても、大阪市はお金、当時ですね、株式会社に出してるんですね。それはなぜかという、やっぱり大都市としての位置づけであって、その中でお金を出してるからこそ、そういうことに対して口を出すと、出さざるを得ないというような状況もあるわけですし、そういったことを考えると、市長おっしゃるように、大阪全域のことについては43市町村も入れないと色々問題出てきますよというのはおっしゃるとおりかと思はれますけども、問題、事例に沿ってですね、加えていくという形で、基本的には大阪市あるいは堺市を中心に議論をしていっても問題はないというふうに思います。

実際に、府市統合本部で議論されて、最近出てきたグラウンドデザインを見てみるとですね、大阪府も混ざったグラウンドデザイン案であるにもかかわらず、これ何か大阪市内のことばかりやんという状況じゃないですか。そういう状況があることを考えれば、やはり大阪市という自治体が1つ大阪府域の中の真ん中に位置するという、あるいは昼間人口も非常に周辺から集まってくるということを考えながら、大阪市というところをへそとして、色々大阪府域内の議論あるいは関西全域の議論をしていくということが重要ではないかと思っております。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

グラウンドデザインについては、新しい大阪都ができれば都がやればいいわけですね、今、現行制度で計画調整局が大阪市役所にあるから、これ一緒にやってるわけですから、これグラウンドデザイン描き切るのであれば、計画調整局、これ大阪都の方に移ってもらってやればですね、何ら問題ないわけですね。

それから、グラウンドデザイン・大阪については、大阪市内、今、中心になってるのは、他の市町村が入った形で協議をしてないからで、これはこれから大阪府の方が他の42市町村と協議をしながら、グラウンドデザイン・大阪をもっと更に拡充版をつくっていくということも聞いています。だから現行制度を前提にして、現行でもできるじゃないかじゃなくて、本来どうあるべきかと言えばですね、これ大阪市の計画調整局っていうものがそれこそ広域行政体になれば、計画調整局は大阪市内のことだけを見ずにですね、もっと全体の発想で物事を決めることができる。

お金を出してるから口を出さなだてという話が先ほどから言われてましたけども、お金を出すことが間違ってるんですよ。何で大阪市がね、空港にお金を出さなきゃいけないのか、もっと言えば、本四架橋ですよ。本四架橋には大阪府も金を出してるんです。大阪市民はダブルカウントですよ。大阪府が金を出してるんだったら、大阪市は金出さなくていいんですよ。そこで金を出しちゃうから口を出させてくれと言うんじゃないで、そもそも

金を出すことが間違いなんだと。それを住民サービスの方に、福祉に充てたらいいじゃないですか。だって大阪府民全体のお金として、本四架橋や空港やその他の広域行政にお金を出してるんだから、とっととそこからね、大阪市は引くべきなんです。そして住民サービスの方にね、お金を充て込む、これは国全体で本四架橋だってね、政令市っていうのは大損をしてるんですよ。これダブルで取られて。だからこの構造がやっぱりおかしい。これは改めていかなきゃいけないですね。

360万人、昼間人口のことも考えて、それで行政がやってるって言いますけども、もうこのロジックでいけばですね、そういうことをやるからおかしくなるんです。それはね、360万人の昼間人口、他の周りの市町村から流れてくる人口のことに關しては、大阪府税で、広域行政の府税でやったらいいんです。第一の問題、帰宅困難者の問題、あれは何で大阪市の方がね、金突っ込んで、これは予算だけじゃなくて人件費ベースでもね、トータルコストで人件費突っ込んであれをね、全部、大阪市の方で仕切ろうとするから、今はもう返ってきてますよ。これは大阪府と一緒にね。

(柳本委員)

補正予算で増えましたよ。補正予算で帰宅困難対策増えました。

(橋下委員)

うん。だから本来は大阪府の広域行政でやるべきなんですよ。だって大阪市の市税なんですから。何で帰宅困難者で、そら豊中市や吹田市や東大阪市とか、そういう市民の帰宅困難の部分でね、大阪市民税で突っ込んでやっていくんですか。基本的にはこれは大阪全体の府税でね、広域行政の財源でやるべきです。だから大阪市がこの360万の昼間人口の問題とか全部引き合いに出して、大阪市がやらなきゃいけない、大阪市がやらなきゃいけないと言ってるから、財源問題がわからなくなってですね、住民福祉の方に金を突っ込めなくなる。だからそこをしっかりと整理をして、大阪全体のことは権限も責任も広域行政体の方に持ってもらう。そのかわり、こちらの市民税の方はね、基礎自治体の方としてしっかりと住民福祉に充てていく。

調整財源についてもね、確かに今、大阪市も自立できてない。じゃあ区をね、財政調整で自立させたら、これダブルで財政調整が必要じゃないかっていうのは、これ物は言いようで、そういう形を取ってでも、各地域、各地域に自立的な決定を求めるのか、それとも大阪市内で不公平な予算編成、今これ全部ルールがはっきり決まってない中でね、各区のアンバランスというものを認めることでやっていくのか、これはもうどちらかの問題で、財政的には今と変わりがいいんですから。あとは決定権をね、大阪市が握るのか、各地域ごとのコミュニティが握るのか、このどちらを選ぶのかっていう問題です。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

ちょっと引き続き、柳本委員とやってほしいですけども、市長、先ほどいいこと言うて

くれはったんで、僕ら市が府市統合本部でやってはることね、意見言いたいんです。ほんまに理事者の方に御説明いただいて、自分たちの意見が届いてるかどうかはわかりませんが、全然こんな場での議論じゃないんですよ。

我々は、府市統合本部をやってはるところにぜひ市長、入れてください。府会議員何人が、市会議員何人かね。

そうすると、そこで我々どんな議論でどういうふうな形になっていくんか、より一層市民にわかりやすくなるんじゃないでしょうか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

あれは行政としての機関ですからね、昔、僕が府議会のときに予算編成から入っていただきねって言ったら、二元代表の観点からそれは入れないって、議会の方がさんざん言っただけじゃないですか。案をつくるのはまず行政だから、まず案をつくれと。

ですから、それは今の制度の建前では、あそこは行政の機関ですから、そこに議員の皆さんに入ってもらって意思決定に参加してもらってというのは、これは無理です。今の段階では。だからそれを都議会にしてもらったら、それは都議の皆さんが行政マンとしっかり議論できるわけですから、早くそういうことをやるためにも都制度を成立させてください。まさにそういう花谷委員がやろうとしてることを僕らはやろうとしてるんです。

(浅田会長)

それでは、松井委員、柳本委員の順番でお願いします。

(松井委員)

はい。今の府市統合本部なんですけども、そらこれ協議会のというのは、府市統合本部に今、花谷委員が言われた議員が参加するようなものということでされてるんですけど、府市統合本部というのは、A項目、B項目、C項目、その細かいところはみんなその項目を見ていただいたらわかると思いますけども、そこで現状、大阪府と大阪市があるという現状において、意思統一をして、方向性を定めて、そして各議会が決定いただくために方向性を定めてるんです。最後は各議会がもう決定をしていただかないと、今、現実、大阪をどう動かしていこうというのは無理なんです。予算も議会が決定いただいて予算を執行できるということになりますから。そこでもう今、我々の府市統合本部ですら各議会が意見が合わなければ、府市統合本部で決定をしても、例えば今の状況であれば、府議会は了解していただいた、市会が反対だったということになると、これ全く動かないということになってしまうんです。また府市統合本部へ戻して議論をやり直し、これでどんどん時間がたってしまう。これがスピード感が無くなるということなんです。だからそれを、意思を議会と首長の二元代表制を全く否定するものではないんで、方向性を決めればそれが決定できるような仕組みに作りかえましょうというのが大阪都構想なんです。

この仕組みを今はたまたま府市統合本部で自民党さんにもその中身については了解いた

だいてるようなんで、これは大阪府、大阪市、それぞれ議決が得られるとは思いますが、そういう人によるものではないと。だから制度として変えると。ここだけなんです。それを何度も説明をさせていただいてるんで、御理解をいただきたいということなんです。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

お金を出す点についてだけコメントさせていただきたいと思います。

帰宅困難者対策などについてはですね、私たちも、もう本当に府でやっていただけるのであれば、それはそれでいいじゃないかというね、ある意味、橋下市長、松井知事のもとでそういう仕切りがされてるのかなと思ってたらですね、こないだの補正予算で、大阪市内で増額する大阪市の予算案が出てきて、あれおかしいなというふうに思ったところなんです。

だからそういった意味で、ただ大阪市がこれまでお金を出してきた経緯というのは、やはり大阪市内で府がそういったことについての財政支出をなされないのであれば、やはりそこで基礎自治体としてやらざるを得ない責任を持っているからこそやってきたという経緯があるということは御理解をいただきたいというふうに思います。

また、財政問題については、例えば淀川左岸の話もありましたけども、花谷委員、まさにおっしゃってたようにですね、広域戦略協議会などで逆に大阪府域内にメリットがあるって話も若干ありましたけども、あの延伸部をつなげることによって、一番メリットあるのはもしかしたら滋賀県と違うかというような話もありましてね、であるならば、逆に広域戦略協議会で大阪府と大阪市がしっかりとスクラムを組んで、国に対して逆に属地主義的な観点じゃなくて、利益を享受するところに対して財政負担を求めていくようなことも、ともどもに考えてやっていったらどうかということを提案していく場にしていきたいというふうに思ったんです。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

理屈はそうなんですけども、現実じゃあどうやってね、違うんです、意思決定のことを考えてらっしゃらないからなんですよ。例えば財源問題の件もね、じゃあこれは広域行政が帰宅困難のあの予算、本来やらなきゃいけない、大阪市としてね、市がやらなきゃいけない部分もあると思いますが、財源の負担の問題、これはいわゆる税源問題もね、きちんと整理をしましょうよというのが今回の新しい制度を考えていきましょうということなんです。そら大阪市の場合、政令市の場合には宝くじでこれ政令市、独自財源、宝くじから配分あるじゃないですか。

それから、交付税措置においてもね、基準財政需要額を積むときにも、そら大都市の方で、政令市の場合では掛け目か何かかちょっと上乘せされるんじゃないですか。



ありますよね。だからそういうものもある。だからそれはね、一概に大阪府に今の制度のもとで全部出せっていうわけにもいかないし、そこが曖昧になってるんです。だからそれをもう一度制度をね、きちんと整理しましょうということなんです。淀川左岸線の延伸部もね、そら問題なのは、大阪市と大阪府がスクラム組んだらいいって言いますが、何遍も言いますが、大阪府議会議員は市民の代表者でもあるんですよ。だから別に大阪市がタッグ組まなくてもいいじゃないですか。そこで大阪市が出てくるんだったら滋賀県が得するんじゃないかっていう柳本委員の御指摘ですけど、もっと言えば、淀川左岸線の延伸部でいけばね、第二京阪、あの沿線部ですよ。あの沿線地域が物すごいメリットがあるわけですよ。枚方も交野もね、寝屋川もああいうところが。じゃあそこはどうするんですかって話ですよ。だからやっぱりね、これ行き着くところは、広域行政と基礎のね、役割分担をやって、権限と財源問題はこれ決着をつけないと、これはだめですよ。だから大阪市と大阪府だけがタッグを組むんじゃなくて、そんなことを言い出したら、寝屋川や枚方や交野も入ってきてもらって一部負担してもらうんですかっていう話になってしまいます。だからここを制度を整理し直しましょう、今の大阪がこうやって意思決定ができなくなるところを整理しましょうというのが大阪都構想。

それから、花谷委員、自民党のね、この広域戦略協議会のまだ決定的な欠点はですね、これ大阪府、大阪市、堺市とかがこれ入ってくるわけですよ。

それから、専門会議で僕はもしこれをやるんだったらね、43市町村全部でやらなきゃいけないと思ってますよ。これは所掌事務によって入ってくる自治体も色々大変です。そのときに議会どうするんですかっていうことです。今ここで議論してますけども、これそれぞれ府議会、市議会に分かれて議決取らなきゃいけないでしょ。そしたらこれ3市が入ってくるんだったら、また3の市議会で議決をとらなきゃいけない。もっと言えば、43市町村、広域で考えなきゃいけないということで、基礎自治体が全部集まれば、43市町村の議会で物事を決めなきゃいけない。じゃあここに入ってくる、この広域戦略協議会に入ってくる議員というものは全議員呼ぶんですか。大阪府内の全議員を。市町村の。そうじゃなくてね、一部、選ばれた議員だけだったら、それは市議会の声を反映していないということで、各議会に持ち帰らなきゃいけない。これは意思決定できませんよ。じゃあここでその全首長と、それから全議員が200名か300名集まって、それで多数決で物事決めていくってことだったら、それは決定になりますけども、一部この広域戦略協議会なんて、こういうところに一部のメンバーが出てきたところで、そこで決めたことが43市町村の決定じゃないですから、それはもう現実無視です、それは。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

市長、先ほど柳本委員からのお答えに対して質問されてるのと一緒に、大阪府と例えば寝屋川って言いました、枚方とか言いました。寝屋川、枚方のまちづくりの機能は大阪府が持ってて、更に広域自治体としての税も、寝屋川も枚方も大阪府に払ってるんです。だから大阪市も一緒やから、だからまちづくりの権限は市しかないから、我々は広域戦略協

議会に市民、府民の税の使い道として議会は出ていくわけですから、権限だけじゃなくて税の使い道ですよ。そやから、その3つ、府と市と。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

枚方市民も寝屋川市民もみんな府税払ってるのと同じように、大阪市民も府税払ってるんですよ。だからお互いにみんな府税払ってるんだから、府で決めればいいということと、それからまちづくりの計画について、枚方や寝屋川や交野についてのまちづくりの計画、全部、大阪府が握ってるわけじゃないですよ。そら一定の範囲のものについて最後の最終決定権を持ってるというだけであって、具体の地域のまちづくりはそら枚方も交野も全部持ってますよ。だからどういう仕事について、誰が入ってくるのかということを決めなきゃいけない。繰り返し言いますが、大阪全体のことは大阪府議会議員でやったらいいじゃないですか。何も大阪市議員や大阪市長入れなくても、市民から選ばれてるんですから。だから大阪全体のことを考えて、大阪府議会と意思決定の中で、いろんな各地域の代表者で話し合ってもらったらいいんです。そこにもし大阪市会や大阪市長というものを入れるのであれば、それは同じように枚方や交野も入れなきゃ、そら花谷委員、枚方や交野市の自治権っていうものを無視しちゃってます。大阪府が全部代弁してるなんて、そんなことはないですよ。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

いや、そこはね、全然話がまたすりかわってるんです。まちづくりと広域機能、広域行政について話をする場と言うてるわけで、その場の中にはきちんと大阪府議会議員がですね、寝屋川や枚方から府民の付託を受けてるわけですから、そこで解決するという話ですよ。

(橋下委員)

大阪市民の付託も受けてるじゃないですか。

(花谷委員)

だからいいじゃないですか。だから市も一緒に、市議会さんも付託を受けてるわけやから、広域戦略協議会で府と市とまちづくりの権限があるところ、そして財政負担を国からね、国から縛られてるわけですよ、財政負担をするように。だからそれについて国に対してきちんと物を言うていく仕組みとして、広域戦略協議会を提案してるわけですよ。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

もうちょっと論理矛盾になってます。はい。もう1回整理してもらいたいんですが。いや、だって大阪府議会議員で花谷委員は大阪市民、代表してるじゃないですか。だから都島区選出の市議会議員のかわりに花谷委員が都島区を代表して市民の声をもとに府議会で議論してもらったらいいじゃないですか。

大阪市議会もね、市民の代表者だって、もしそれで参加を認めようと言うんだったら、そら枚方市議会だって交野市議会だって。

(花谷委員)

いや、今はそうになってない。今はそうになってないから我々の、我々に与えられる…。

(橋下委員)

だから新しい制度をつくりましょうと。

(花谷委員)

だからその制度を変えなくても我々はできますよと言うてるわけです。だから我々ができるって言うてるのを、いや、できへん、できへん言うてはるだけで、我々はできますよって言うてる。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

いや、だからそれをやろうと思ったら、大阪市議会議員だけじゃなくて他の市町村の議員さんも入れないと不公平になりますよと。

(花谷委員)

入れるって言うてますやんか。関係のところは。

例えば延伸部やったら、関係のところを入れるって言うてますやんか。

(浅田会長)

発言の許可を求めてからお願いします。

橋下委員。

(橋下委員)

それじゃあ、淀川左岸線延伸も決めるのに、沿線の自治体全部それ入れて、財源負担も求めながら各議会で議決を得ていくんですかと。そしたら府議会の役割ないじゃないですか。そら各ね、淀川左岸線の延伸も含めて、広域行政の代表者だから府議会議員がいるわけで、そんなことを言い出したら、国のことを決めるのにも1,700の基礎自治体が全

部集まって全部物事決めろって発想になりますよ。役割分担なんです。だから国のこと、広域行政のこと、基礎自治のこと、どの仕事はどこで決めるのかっていうことをしっかりもう1回つくり直しましょうと。淀川左岸線の延伸部みたいな広域行政、大阪全体にかかわることは、大阪府議会議員で、大阪市民の代表でもあり枚方市民の代表でもある大阪府議会議員と大阪府知事でお金も責任持ってやってもらうかわりにそこで決めてくださいと。ちゃんと大阪市民のこと考えて花谷委員がやってくれたらいいですよ。

(浅田会長)

ちょっと待ってください。

木下委員。

(木下委員)

あのね、今ちょっと話がどこまでいくんかいなと思いながら、ちょっと別に取りまとめるつもりはないんですけども、我々の考え方というのは、根本的にこの大都市協議会の中で都構想しか大阪発展というか、活性化の道はないんだというアプローチに対して、我々としてはきちっと広域戦略協議会というものできちっと対応をしていきたいという、いわゆる対案ではないですけども、我々の考え方を示してるわけなんですよ。

さっき橋下市長の方から非常に重要な御発言があったと思ってるのは、今、大阪市は政令指定都市としているんな大都市特例といういろんな財源も権限も含めて、今、施策を実行してるというのが今の現状なんですな。

このいわゆる大阪市に与えられた財源と権限の中で、都構想になって分割されて中核市程度の財源と権限しか与えられなくなったときに、そこにお住まいの市民にとって果たしてそれが実りあるもの、今よりもいいものになるのかどうかという論点できちっと議論をしたいんですよ。

市民にとって、例えば花谷委員は都島区、私は阿倍野区、阿倍野区民にとって都構想になれば、今までの享受してた大都市特例を含めて、大都市としての権限や財源のもとでしてた生活よりも、更にグレードアップした生活になっていきますよというような議論を我々はしたいんですよ。

さっきから松井知事は、府知事と市長が同じ方向を向いてるから府市統合本部でもいろんなことがスピード感を持って前向きにやっていけるんですと。だけど知事と市長を選ぶのは市民であり府民やし、その時によってその民意がどういうふうを示されるかわからないんですよ、これは。

それで、例えば今、橋下市長から柳本委員も指摘をされたけども、例えば帰宅困難者対策なんか本来、府でやらなきゃならんの、何で市が出さなあかんねんと。話できてないんですかと。そうでしょ。

(橋下委員)

それは制度が悪いんですよ。

(木下委員)

だから制度の問題なのか、知事と市長の協議の問題なのか、その辺はわからない。だけど実際はそうなんです。だから同じね、同じ方向を向いても、例えば都構想にしたならそれが全部解決をして、それが市民にとって本当に潤いのある市民生活が送れるのかどうかというところが我々の一番の素朴な疑問なんです。だから今までは、さっきも言いました大都市特例やとかという、いろんな権限や財源も大都市としてほかの中核市よりもいろんな特典を付与されてきた状況の中で、中核市程度の特別区に再編整備されることで、市民や住民にとって本当にメリットがあるのかどうかという論点できちっと議論を深めていきたいんですよ。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

木下委員にちょっとお聞きしたいんですけど、府民にとっていいものなのか、メリットがあって何がいいのか。それはもう市民の皆さんがどう感じていただけるかの話で、役所がこれはいいもんですよと言って与えるものではないと思うんです。どこの区域にも各界、各層がいて、例えば子育て世帯はこういうことに対してお金を使ってほしい、やってほしいと思ってますよ。それでちょうど我々年代はまた違う行政サービスを望むでしょうし、高齢者の皆さんは違う行政サービスを望むでしょうし、それは今の日本の財政の中ではそれを全ては幾らでもお金を使って全部やりますよという状況になっていないというのは木下委員もよく御存じのはずなんです。僕たちが言ってるのは、税を負担する人が納得して税を負担できる仕組みなんです。自分たちがしっかりと見える範囲で、税を執行する人も自分たちで選ぶ、執行する側をチェックする議会も自分たちが選んだ人がやってもらう、そういう仕組みを作りましょうと。だから納税者の納得ですよ。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

住民の皆さんのグレードアップというふうに言われましたけどもね、木下委員はじゃあこれからもずっとお金を使い続けて、住民サービスをどんどん拡充する路線でいくんですか。だから政令市で与えられた特別なものっていうのは、これからの制度設計によりますけれども、住民サービスにかかわるものは、しっかりそこは中核市並みの権限、それは最低限として住民サービスは守っていく、その財源は守っていく。

政令市特有のものっていうものは、もしこれが広域行政が扱うものであれば、別に大阪市役所というその単位がやらなくても、大都市いわゆる広域行政体がまさに府議会やそのときの都議会や都知事が見て、大阪市内というところを見て、しっかり大都市としてのいろんな政策をですね、それは大阪市のエリアに限らず、周辺の隣接の市域も含めてしっかりそこはやればいい。だから住民サービスということ考えたときに、いわゆる住民に身

近な医療や教育や福祉の住民サービスといわれるものは、これは中核市並みで財源は確保しています。

それよりも重要なことは、まずどこに重きを置くかなんですけども、住民サービスの量的拡充を目指していくのか、やはり選択というところに重きを置くのかですよ。やっぱりこれからの時代はね、それぞれの地域で住民サービスを選択していくって方向にしないと、大阪市域内260万人で物事を全部決めなくても、限られた財源の中で、うちはこれをやめるかわりにこれを増やすとか、それがね、これからの住民自治の一番重要なところで、量的拡充だけを目指すなんていうのは、もうこれからの時代それは無理ですよ。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

あのね、例えば、制度論の議論をするのであれば、我々の考え方の中に今、日本全国に20の政令指定都市があります。

それは、横浜みたいに大きなところから、小さな堺や新潟や浜松やというところも政令市です。

それが都道府県と同じ権限と財源を持って今、市民生活を支えてる状況があります。

我々がなぜこの都構想というものに対して抵抗してるかという根本的なところをまだ十分に御理解いただけてないのかなと思うんですけども、我々は橋下市長にしても松井知事にしても、道州制については全然抵抗無く受け入れられるわけです。道州制に移行することについては、基本的には方向性としては同じ方向を向いてるんだと思います。

何で我々だけが横浜や名古屋や、名古屋はちょっと違うのかもわかんないけども、札幌や、あるいは福岡やというところが、そのまんま政令市の権限を持ったまま道州制に移行をしようとするときに、何で大阪だけが大阪都というフィルターをかまさないで道州制に移行できないのか、二度手間ではないのかなという根本的な考え方があるんですよ。

やっぱり基本的に道州制の中で大阪としての位置づけを、確固たるものを、いわゆる中心的な基盤を築こうとするときに、道州制というのは都道府県廃止論ですから、大阪府も仮に都になったとしても無くなるんです。

その後の大阪の姿を見たときに、30万規模の中核市ばかりがぞろぞろ並んで、結果的に関西州のオペレーションは京都市であったり神戸市であったりというところに持っていかれるんじゃないですか。そうなったときに大阪の、いわゆる大阪という地名が下手したら無くなってしまわないですかというような思いが我々あって、わざわざ道州制に移行するのに、大阪都というフィルターをかまさないといけない必然性の説明を求めているんですよ。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

これは政令市を全部いっしょくたにこれまで考えてきたところが大問題なんです。政令市はそれぞれの地域、地域の事情によって役割も全然違うんです、これは。これはずっと府議会で作ってた資料にありますけどもね、そら農地面積から居住面積からですね、GDPから、事業所数から何から何まで全部違います。そのときに、大阪市っていう単位で1つの都市として捉えるのか、それとも、もうちょっと広げて都市の単位として捉えるのかっていう、そこの違いです。

例えば神奈川、横浜っていうことになれば、ある意味、横浜の中で面積からしても広域行政っていうのはある種、完結してるところもあります。だから福岡とかそこは全部僕は分析してるわけじゃないですけども、それは政令市ごとにそら都市の実情が違いますが、大阪市や大阪府域のことを考えると、事業所の広がり、それから通勤圏、こういうものを見れば、大阪市というエリアでは、もうこれは都市の単位としては狭過ぎるということなんです。だから違いはですね、違いは、政令市をずっと今まで大阪市を特別自治市にするということをやっているとずっと言われてたじゃないですか。大阪市会の場合には。僕は特別自治市という考え方はいいんですけども、特別自治市の範囲を大阪市という単位から大阪府域に広げて下さいというのがこの大阪都構想の考え方です。特別自治市のように国から権限、財源をもらう、ある意味、独立的に自治体運営をやるのを大阪市という単位から大阪府域全体を880万人都市を特別自治市と見ましょうよと。今の現行制度で政令市という枠を超えてですよ。大阪府域を全部、特別自治市と見たときには、その場合にはその中に、基礎自治体としてのコミュニティはやっぱり作らないと、大阪府域880万で知事1人でね、広域行政から基礎自治からやるっていったら、これこそ大変なことになりますよ。だからそういうニューヨークスタイルを取るのではなくて、それこそソウルスタイルでね、ソウルなんか1,000万人都市でそれぞれに、区に公選の議会があるわけですから。だから都市の単位を大阪市っていうこれまでの単位にとられるのか、それとも大阪府域全体で都市として見るのか。だから大阪都構想っていうのは実態からいえばですよ、政令市を大阪府域に広げるみたいなもんですよ、それを。大阪府域に。特別自治市の範囲を今までの大阪市っていう範囲から大阪府域に広げる。

名前が、大阪市が消える、消えるって言いますが、そら大阪市って、市役所っていう役所は無くなりますけども、大阪都っていうことで大阪は残るじゃないですか。道州制になった時に、その時に、地制調の西尾会長なんかは、道州制になっても東京都は残すべきだという考え方です。これはもう自治体の専門家が言ってるんですよ。じゃあ関西州になったときに、いきなり基礎自治体と州でいいんですかと。真ん中に中間の経済圏つくらなきゃいけないんじゃないですかという議論が出てきますよ。そのときには東には東京都を残しながら道州制をやるのであれば、ツインとしては、これは西には大阪都を残して道州制をやるという考え方もあるし、大阪都では中間の中間経済圏が狭いっていうのであれば、京阪神の経済圏を設定すればいい。いずれにせよね、基礎自治体としては大阪市は大き過ぎるというところをまず考えなきゃいけない。

それから、都市として大阪市っていうことじゃなくて、もうちょっと広げて大阪府という単位で特別自治市的な考え方、政令市的な考え方をする。だから目指す方向は一緒だと思うんですけど、何で単位を大阪市っていう単位にこだわるのか、そこがわかんないん

ですよ。

(浅田会長)

木下委員。

(中村委員)

会長、ちょっとね、この進行をね、もうちょっとちゃんとしてくださいよ。これ約束の時間越えてるじゃないですか。

(浅田会長)

徹底的に時間を費やしてやれという御意見と。

中村委員。

(中村委員)

それは十分にね、議論をして、そら白熱した議論、そらいいですよ。だけどやっぱりそれぞれみんな日程もあって、そら1時という約束でそら若干ずれるのはいいですよ。

これからあとどのくらいかかるのかわからないけれども、やっぱりそのところはね、議事整理していただかないと、これどれだけやっていくのか全くわからないやないですか。ちょっと整理してください。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

今、中村委員の方からも御発言あったんですが、かなり財政調整を説明していただきまして、広域、そして基礎自治体、色々と今まで議論いただきました。

具体のうめきたとか、淀川左岸線とか、そんな事業の話になってきますと、非常に具体的な内容を必要とする議論に入ってきたのかなというふうに思っているところなんです。

財政負担や将来的な負担というようなことも御発言ありますし、現実的な議論に入ってしまった場合に、シミュレーションということにとどまらず、今後、議論していくというようなことも考えておりますことから、ちょっと私の方で動議を出したいと思うんですが、お諮りいただけませんか。

(木下委員)

何を言うてんの、何のこと。今、何の話や、これ。

(浅田会長)

議事運営、議事整理のところで、大橋委員からの御提案がありまして、動議を提出したいということですが、動議の提出に関しましては6条で議事運営を、会議の議事運営は会長が行うということになっております。大橋委員からの動議を取り上げて議論を



進めたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

異議なしということでございます。

(大橋委員)

はい。議事進行。

(木下委員)

質疑打ち切りですね。質疑打ち切りですね。僕と市長の今の都市制度に関する議論は打ち切られるんですね。

(浅田会長)

打ち切るといふか、動議の扱いをどうするかということをお諮りをいたしました。

(木下委員)

ほんなら、今の議論はどうなるんですか。

(浅田会長)

いや、動議が出たらそれが先議です。

(木下委員)

いやいや、それは冒頭の、今日の会議の冒頭で議論をしたじゃないですか。

(浅田会長)

動議が先議です。

(木下委員)

そういうふうな新聞報道がありますよと。そんな乱暴な議事運営はないでしょう。

(浅田会長)

いや、乱暴だとは思ってません。丁寧にやらせていただいております。

私の方から。

(木下委員)

それはどういう、じゃあちょっと待って、これはどういう動議なんですか。もう一遍きちっと会長の方から御説明いただけませんか。

(浅田会長)

いや、動議を出したいということで御提案があったから、その動議をどう扱うかということについて、これから。

(木下委員)

だからこれは何の動議ですか。

(大橋委員)

これから説明します。これから。認められたら。

(木下委員)

いや、あのね、突然ね、議論してる最中に動議出されるんって失礼やと思わない。

(大橋委員)

私の前に議事收拾の御指示がありました。それに対する私の意見です。

(木下委員)

だから会長は何も返事してないじゃない、まだ。それに対して。

(大橋委員)

動議を求めたから、動議をお諮りいただいています。

(木下委員)

求めたんですか、動議を。

(松井委員)

求めたんこっちですよん。

(大橋委員)

私が求めたんですよ。

(木下委員)

違うやん、あのね、僕と橋下市長が今、都市制度について議論をしてたじゃないですか。

(浅田会長)

はい。色々御議論があって、それに対して中村委員の方からいつまでやってんねやという御発言がありました。

それは、確かにね、確かに時間のことで、いや、時間。時間について御配慮いただきたいということで、その後、大橋委員から御発言を求められまして、動議を提出したいと。

動議が出てきた場合は、会議の議事運営にかかわりましては本職の判断ということにな

っております。

動議の取り扱いについては、それを先議させるということで、大橋委員からの動議を取り上げて議論を進めたいというところでお諮りしまして、異議なしという声。

(「異議あり」の声あり)

(浅田会長)

いや、動議先議ってというのはルールに則ってます。

それでは、動議を取り上げて議論を進めたいと考えますが、御賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成委員挙手)

(浅田会長)

過半数あります。

それでは、大橋委員の方から御説明をお願いいたします。

(大橋委員)

はい。その前に資料の配付をお許しいただけますか。

(浅田会長)

はい。

(木下委員)

そんな乱暴な議事運営かいな。会長、中立やと言うてたのに。おかしいやん。紙まで用意してんの。

(浅田会長)

それでは、大橋委員、説明をお願いいたします。

大橋委員。

(大橋委員)

会長のお許しをいただきましたので、私の方から動議につきまして御説明申し上げます。ただいま御配付いただきました資料に基づいて、御説明申し上げます。

本協議会は、昨年11月のダブル選挙で確認した府民・市民の民意を背景にして、府、市、両議会でも議論の上、条例を定め、国に先駆けて大阪から地域の実情に合った大阪にふさわしい大都市制度を推進するために設置されたものであります。

4月から協議を初め、本日までに既に6回の協議会を開催し、大阪にふさわしい大都市制度について議論を重ねてまいりました。

特に、協議会設置条例10条に定めます1、大都市制度に関する基本的な方針、2、広

域自治体のあり方、3、基礎自治体のあり方については、各党派のお考えも全て伺い、それに関する質疑も行ってまいりました。どういう制度を目指すべきかについて十分な議論を重ねてきたものと考えております。

加えて、大阪から国に対して、知事、市長のお働きかけによりまして、去る8月29日には、大都市地域における特別区の設置に関する法律も成立し、将来の都市制度について具体的な議論と制度設計を進めていくという環境も整ったことから、早期に同法に基づく協議会、以下、法定協議会と申し上げますが、議論へと移行する時期に来たものと考えております。

そこで、当協議会の設置目的を達成するため、目指すべき新たな大都市制度の枠組みについてはこれから申し上げるとおりとし、今後その枠組みを前提とする区割り案、財政調整制度などの具体的な事項について法定協議会を設置することとし、議論を深めることを当協議会の方針として確認をしていただきたいと思いますということで提案するものであります。

新たな大都市制度の枠組みとして、法定協議会に委ねるというものにつきまして、1つ目、広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確にして、大阪府と大阪市、それぞれが担っている広域機能を一元化する。

2つ目、自治機能の充実の観点から、まず大阪市を特別区に再編し、基礎自治体として公選区長、公選区議会を設けるとともに、更に周辺自治体にも移行を促す。

3つ目、府内市町村について、分権時代にふさわしい基礎自治体としての役割を十分果たせるよう、市町村間の広域連携、更にこれを進めて自主的な合併などにより規模体制の充実を図る。

4つ目、最終的には、地域主権型道州制としての関西州を目指す。

以上、動議を出すものであります。

(浅田会長)

今、大橋委員から動議の説明がありました。

それでは、皆さんに御発言いただければと思います。

花谷委員。

(花谷委員)

会長、我々が事前に把握してたとおりの筋書きで、提案の中身までぴったりなんで、びっくりしてるんですけども。

もしこれ、この動議に沿って採決をなされるというような方針であれば、冒頭、我々からお願いをしてた次の取り組みとかですね、そういう日程をお決めいただいた上で、この推進協議会、次は区割りのことを議論するとおっしゃってたんで、日程をお決めいただいた上で動議をお願いしたい。もしくは動議の採決ですね、もしくは我々はこの採決をもしされるのであれば、その前に党としての意見を申し上げさせていただきたい。この2点。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

あのね、今、動議が出されたんで、きちっと確認をさせていただきたいんですけども、この文言の中で、6回の協議会を開催し、大阪にふさわしい大都市制度について議論を重ねてきた。その下4行、それに関する質疑も行ってきた。どういう制度を目指すべきかについては十分な議論を重ねてきたものかと考えるという文言があります。

会長自身、十分な議論を重ねてこられたとお考えなのでしょうか。私たちは前回やっと公明党さんがいわゆる会派としての考え方というものを出していただいて、それぞれ各会派の考えがペーパーとして出そろった。そして本日の財政調整、そして次回の区割り案でそれぞれの会派の考え方に照らした議論を展開をさせていただく、議論を進めていくはずではなかったのですかと。そういうハンドリングで前回も会長自身が前回の終わりかけに橋下市長がそれやったら法定協議会やりましょうよと言われたときに、当面の間は条例に基づく本協議会で議論を深めるものとするというて引き取られたんではないのですかと。十分に議論をさせてくださいというて僕はもうずっと毎回言うてます。市長も、じゃあ合宿しましょうよと。時間無制限で徹底議論をやりましょうよと。それ預かったままじゃないですか。

(浅田会長)

十分な議論は否定してないです。

(松井委員)

動議の提出者は違いますよ。

(木下委員)

だから少なくともそういうことも、次回の日程も決まってない。いつ区割り案が出るんですか。そんな状況の中でこういう議論が、こういう動議が出されることに私は違和感を覚えます。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

お許しをいただきましたので、重ねて申し上げます。

このただいま提出をしました動議は、大阪維新の会議員団で出させていただきました。

(浅田会長)

小林委員。

(小林委員)

いや、あのね、一番最初、冒頭に私も言うたように、大阪にふさわしい大都市制度の推進協議会という性格上、この動議が出てきて、ましてやこれ一番最初の議席配分考えてみ

たらこの条例に対する議席配分は、このふさわしい協議会に対する議席配分でいただいでるわけでしょ。うちら一人一人しかいてないですけども。そういうことを考えたときに、ここで動議の採決をするというのがまず1つはなじむかどうかということが1つ疑問で仕方ないんですよ。

それとね、裏に書いてあるように、もう既にこの今の動議の2点目で、大阪市を特別区に再編し云々時点で、もう既にこの協議会の中では大阪都構想に向けての議論が決着したような言い方になってるじゃないですか。まだそこまで決着してないですよ。

もう1つは、今、木下委員が言うたように、私ところの会派も十分な議論に対して本当に疑問を持っています。この点についてはどうでしょうか。

(浅田会長)

それは判断が分かれるところだと思いますが、提出者側からお願いします。

(大橋委員)

今のお示しなんですが、我々はもう十分に議論はさせていただいたというふうに思っております。

(浅田会長)

坂井委員。

(坂井委員)

松井委員が常に言うておられるけど、今までこれだけ説明したじゃないかという、同じことばかりこれ繰り返されてるんですよ。もうここまで来たら時間の無駄だというふうに思います。

(浅田会長)

中村委員。

(中村委員)

前回ですね、先ほど言われたように、いや、もう住民投票の件でね、どうだとか、色々な話があって、会長が整理されて終わってしもたんですよ。

そのとき私はね、次回には財政調整が具体的な項目として提示されるでしょと。だから維新の会から我々に対して質問をいただいたことについては広域、基礎的自治体、財政調整、色々な項目が入っていますから、財政調整の考え方、お示しをいただいたら、まとめてですね、今日の次ですね、我々の考え方もお示しをしたいと。もう時間がなかったですから。それを、大橋政調会長に私、申し上げたじゃないですか。あなたは、はいと、こうおっしゃいましたよ。そういうような経過があるじゃないですか。それをね、煮詰まったなんてね、おかしいじゃないですか。

(浅田会長)

小林委員いいですか。

(小林委員)

今、全く私、一番最初に言うたとおりなんです。

ということで、これから、しっかりと府議会とうちの会派でしっかりと民主の考えを今、詰めていってる最中なのに、もうそれが既に議論終わったと言われたら、私はどないしたらいいんですか、これ。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

自民さん、民主さんと基本的に同じなので、繰り返しませんけど、今の時間の無駄というふうに坂井委員おっしゃったことは、私は許せません。この間の6回やってきたものを無駄にしようとしてるのは、まさにこれからまだ議論しないといけないことは放っておいて、国の法律が通ったからといって数の力で採決をしようとしてる維新の皆さんこそがね、この間の時間を無駄にしようとしてるんだというふうに私は思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

大橋委員から出された動議、最後の6番目のぼつの最後のところなんですけど、これは法定協議会を設置することとして議論を深めるということですから、法定協議会の設置の確認ということで僕は受けとめてるんです。

そうであれば、ですからこの協議会、今回のこの協議会の扱いについては、大橋委員からの動議には終了するとも何も書かれていませんから、移行はですね、上のところに、これは理由として移行すべき時期だけれども、まずは法定協議会のまず設置というところをしっかりとやっていこうと。法に基づいて設置をしていこうということですから、この当協議会の帰趨については、まだこの動議では決まっておりませんので、そういう趣旨での動議だということを前提に、この協議会の扱いについてはまた残すかどうかという余地もあるんじゃないでしょうか。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

そういう理解でいいんですか、我々も。移行するっていう言葉が入ってるから、これは打ち切りやというような発言になったんだと思うんで、僕は先ほど冒頭に言いましたよう

に、これを強引に採決、この動議に対して採決されるのであれば、2点言いました。

1つは、次回のこの推進協議会の日程を決めていただいて、区割り案を協議できるんですねと、これが1点。

もう1点は、採決する前に我々は全く都構想の必要性、皆さんでたらめやったと指摘してるんですよ。皆さんのでたらめ具合がようわかったすばらしい協議会やと思ってるんで、その点の意見を言わせてくださいと。

この2点はどうなんですか。採決もしされるんやったら、会長はどうですか。橋下市長の解説やったら、私たちの言い分どおりやと思いますけど。

(浅田会長)

この協議会に関しては条例設置ですので、これをどうするかっていうのはそれぞれの議会の判断になると思います。

次の協議会の中でそういう動議が出てきて、それ先議やから諮る、どうしようかということ今、御議論いただいてる。

法定協議会に移行、いや、だからね。

(花谷委員)

それぞれのこれ条例で決まってるからね、それぞれの議会でということやったら、この動議を採決する必要はないじゃないですか。それぞれの議会でこの推進協議会をやるんかやらへんのか。

(松井委員)

いや、出されたもんは採決せなあかんやん。協議会のルールとして。

(花谷委員)

いやいや、会長の発言がおかしい。

(松井委員)

何を言うてんの。協議会の方針を出されたもんは採決せなあかんがな。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

ちょっとね、ちょっと整理させてください。僕らはこのペーパーを今、初めて見せられました。

事前に出てたんと全く一緒なんだけども。

このね、下から7行目ぐらいかな、将来の都市制度について具体的な議論と制度設計を進めていく環境も整ったことから、整ったと考えてはるんでしょ。早期に同法に基づく協議会での議論へと移行する時期に来たものかと考えるという、移行の移り行く元はどこで



すか。どこからどこへ移行するんですか。動議を提出者としてきちっと説明してください。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

今、木下委員がまさしくおっしゃったことなんです。だから8月29日に法律が成立し、環境が整ったということから、議論へ、法定協での議論へ委ねるという時期に来たというふうに…。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

私の質問は、移行というのは移り行くと書く。出発地点があって、こっちへ行きましようという目的地がある。これが移行なんです。

ですから、行こうとしてる移行の意味ですね、目的地は法定協議会やというのがわかります。出発地はどこですか。

違うやん、提出者に聞いてるんや。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

いや、ちょっと質問の趣旨がわからない。

そしたらこの協議会がまだ存続するという前提であれば、法定協議会の設置は認めていただけのんですね。

そこはそういう趣旨だったら…。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

あのね、この議論を、例えば傍聴してはる人、あるいはユーチューブで見てはる人、果たしてどういう思いで見てはるかなと思うわけですよ。きちっとこの協議会が終わった後、うちなんかにメールやたくさんいただきますよ。真面目に議論してるのは、議論に参加してるのは自民党だけやなど。中には、というメールもいただくんです。

資料をくださいというて、送ってくれというて言う方も、仙台の人やとかいろんな人から言われるんです。

そのぐらいやっぱり注目を集めてる会なんですよ。

そこできちっと議論をしようとしてるときに、こういう動議を出されて、動議の説明を求めているんです。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

もうよく、一番よくわからないんですけど、木下委員も皆さんも、法定協議会は議論の場じゃないですか。何で移行するの嫌なんですか。場所を変えようと言ってるだけじゃないですか。オープンで議論。この協議会で提出者の考えは、入り口の議論で、その奥へ進んでないやんかというのを感じられたんで、法定へ移しましょうよと。

(木下委員)

いま進んでるやん。

(松井委員)

いや、それは、そら提出者がどう感じられてるかじゃないですか。何で法定行くの嫌なんですか、法定協議会。法定協議会という議論の場所に移ってもいいじゃないですか。皆さん、なぜここやないとあかんのですか。それを言ってほしい。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

多分ね、みんな提出者、大橋委員に質問してることだと思うんで、大橋委員から答えていただかんといかんことばかりやと思うんですよ。

(松井委員)

いや、質問がわからへんから。

(花谷委員)

質問ははっきりしてます。冒頭に何度も会長にお願いしてましたように、はっきりしてますね。この法定協議会の設置についてはどんな構成メンバーなんか、どんなことを決めるんかっていうことをもう一度、条例なり規約なりでそれぞれの議会で、府議会、市会で決めてもらわなあかん話ですと。だからそれはそれで決めればいいことですよ。

この推進協議会では、次は区割りのことについて御提案があって、我々、積み残した疑問いっぱいありますよ。

でも、会長は次へと進もうとしておられるんやから、どうしはるんですかと。

これを、この2つをね、否定する動議なんですかって聞いているんですよ。

1つは、もうこれで推進協議会は打ち切りやと。

推進協議会が出す結論は、大阪にふさわしい大都市制度というのは、維新の会がずっと言うてきた都構想なんですよということを強行採決で決めることなのですかと。

この2点について尋ねてるんですよ。お答えください、提案者。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

強行採決ということであるのかどうかというのは、ちょっと疑問なんですけどね、動議は出させていただきました。

さっき木下委員がどこがスタートですかと。我々の感覚でスタートといえは、都構想を打ち上げたときがスタートなんです。我々は。我々は、だからスタート。我々はと言うてる。だから。スタートはそうなんです。

ただ、この協議会でお話があったときは、第1回協議会からスタートになっているんでしょう、恐らく。そういうことでしょ。6回、今まで議論してきたでしよって。

(松井委員)

いや、もう簡単に議論の場所を法定協議会に移しましょうよと。それだけのことじゃないですか。ほんで何でそうこだわる。

(浅田会長)

ちょっと待ってください。

松井委員。

(松井委員)

これルールとして、この協議会をどうするかこうするかは協議会のメンバーの多数で決定されるべきもんだと思います。

僕が個人の意見を言えと言われますんで、ちょっと、いや、今、言うてた。今、言うてたやんか。いや、ちょっと個人の意見言えと言われた。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

僕はこの協議会、またスケジュール入れるのであれば、僕は構わないと思ってますよ。

ただ、法定協議会の設置はもうここで確認をして、この今の動議でいうところのですね、この多数、住民の皆さんを代表している議員や知事、市長からすればですよ、これはもうみんなで全会一致なんて無理なわけですから、基本的には大阪市を特別区に再編して、基礎自治体として公選区長、公選区議会を設けるとともに、更に周辺自治体にも移行を促す、そういう方向性で、もうこれはその方向性いくかどうかはこの協議会で確認を取ってもら

って、ただこの協議会、この当協議会を次、スケジュール入れるかどうかは、僕は打ち切りじゃなくても、次、スケジュール入れてもいいと思ってます。だから法定協議会の設置はもう必要だと思ってます。

(浅田会長)

花谷委員、御提案のね、先ほど御提案された次回の日程を決めるっていうのが1点目。それから、2点目は、意見開陳をしたいというのが2点目。その2点を前提に、この動議に関して取り扱いを決めさせていただいていいですか。山中委員。

(山中委員)

ちょっとね、論理の矛盾を感じるんですけども、法定協議会というのは、もう特別区を設置するための協議会ということでしょうし、今やってるこの条例の協議会は大阪にふさわしい大都市制度について、例えば政令市としての大阪市を存置するのかがどうかっていうことも論議のテーマだって、それは会長が第4回るときに出された論点整理でもありましたけど、別に特別区に行くことを前提にしてない協議会、どういうものかいいかっていう協議会だと思うんですね。それが並立するかのように、何か併存してもいいかのような話というのは、ちょっとそれこそ存在意義がね、わからない、何をさせようとしているのかっていうのがよくわかりません。

それと、この協議会の規約でいいますと、100歩譲って、今のこの条例設置の協議会をどうしていくのかというのは一旦ここで、ここの意思というのは採決できると思います。もちろん、それぞれの議会に持ち帰らないといけませんけど。

でも、先ほどの大橋委員とか橋下市長の話を聞いてますと、それは別に今日決めなくてもいいんですと。決めなくてもよくて、新しい法定協議会の方についてここで最初に意思表示をするというのは、それぞれの議会との関係でいうと、それは逆さまではないのかなというふうに思います。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

今のお話しの中で、法はとりあえず基本法が通りましたからと、こう書いてますんで、この動議には。だから法定へ移しましょうよという話で動議が出てるんで、この動議のまづもうこれ出た限りはルールとして採決をするというのがルールでしょ。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

最終的には、数の論理というのは致し方ないところもあるかもしれませんが、ただね、

法定協議会、先ほど花谷委員から言ったことの重複になるかもしれませんが、メンバー構成であるとか、あとどういう自治体関係とか、どの自治体が入った上で議論するかとかですね、そういったことも含めてまだ決まってないわけじゃないですか。

ただ、これから決まっていくに当たって、まだ何も決まってない段階で、何の法的拘束力もないこの場でそれを採決することに対する意義がどこにあるのかというふうに、その点についてちょっと御見解を求めたいと思いますが。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

少なくとも私の見解ということで答えさせていただくのであれば、条例設置の協議会です。それなりの根拠、論拠があって法定協へ移行する、設置するというこの意思表示は十分それぞれの議会の意思と連動されるということのを思いましたんで、ここへ出させていただきました。

(浅田会長)

花谷委員と柳本委員と若干ニュアンス違うような、一緒ですか。

そしたら、意見開陳と、それから次のこの協議会の日程を決めると。その2点を前提として動議をどう扱うか、私に任せていただけるということでもいいんですか。

花谷委員。

(花谷委員)

多分ね、私と柳本委員が言うてる事、同じ事言うてるんですけども、受け取り方が若干違うっていうのは、ここで動議があって採決があったイコールこの推進協議会での議論は終えるんだという認識の人と移行するんだという認識の人と、いや、これはここでちゃんと区割りのことも議論するんだという認識の人と2通りあると思うんです。

更に、法定協議会というのは、我々、党本部できちんとヒアリングやってきた中で、推進する人が計画するもんなんです。特別区を設置するための計画をするもんなんです。

最後に、それを議会でオーケーを取って住民投票にするわけです。だからこれはそれぞれの議会でこの組織の運営の仕方、協議会の組織の運営の仕方、メンバー構成が出てこないかね、ここで法定協議会でいいですよっていう答えにはならないはずで、それは私と柳本委員と共通してることでね、法定協議会を設置しますよということをここで採決するのはなじまないと思ってます。

皆さん方が勝手に、自分たちの思いをここで表現しはるのは勝手です。やっぱり法定協も設置すべきやと、もうそこまで機が熟したんだと思って手を挙げはる方、それは勝手です。勝手ですけども、何の縛りもないということを改めて認識していただいて、我々は次、区割りが出て、更に議論を深めましょうと。

ただ、我々は入り口論、入り口のところでまだしこってますけどもね。そういうことを会長としてきちんと認識していただいたの採決であることを望んでるんです。

(浅田会長)

それは意見開陳ですか。

(花谷委員)

いやいや、違います。ちゃんと言います。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

あのね、かいつまんで大橋委員が動議を出された真意を僕なりに読み取った場合、この協議会のこの場で動議を出されるということは、この文言にあるとおり、この協議会をやめて法定協議会に看板をすげかえてやりませんかというような意図を持って出された動議ではないのかなと思うわけです。

前回のこの協議会では、きちっと会長から、今回は財政調整について、その次については区割り案について御協議をいただきますというふれ込みもある中で、このタイミングで動議を出されるというのは、会長に対して、議事進行を掌る会長に対して失礼やと思うし、人をばかにするなよと。

実際に、ふたあけてみたら、次の日程も決まってない。区割り案いつ出すかも決めてない。そんな中でこの動議を出されたら、明らかに冒頭、会議の冒頭に申し上げたように、出来レースやないですかと。新聞に載ってたとおりやないですかと。そんなね、そんな条例に基づいた協議会がそんな扱いでええんですかと。会長のハンドリングオペレーションがそういうことなんですかと。

(浅田会長)

違います。

(木下委員)

逆に言うたら、維新の会のマネジメントってそういうことなんですと。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ちょっと自民党の皆さん、住民不在の議論になってますよ。入り口論の話と、それから住民の皆さんに具体的な制度設計を見せる、この両方やったらいいじゃないですか。だから住民の皆さんに具体的な協定書をちゃんと見せるためにもですね、法定協議会をしっかりと設置をして、しっかり制度設計やって、もしこれ前回のダブル選挙で一定の方向性が見えたというふうに我々言ってますが、もし入り口論のところね、住民の皆さんがやっ

ぱりだめだと言われれば、それは住民投票でペケになりますし、だけれども今、入り口論のところだけで議論してるのは我々の都合だけであって、地方ダブル選挙も踏まえて法律もできたわけです。そうであれば、具体的な設計図も見せて、それで住民の皆さんに判断してもらうためにもね、これは法定協議会の設置のところまでは自民党の皆さんにもやっぱりここは了承してもらわないと。

ただ、入り口論と両方ね。

(木下委員)

この場で言うことではないでしょうと。

(橋下委員)

いや、でもここはみんな議会、会派から選ばれたメンバーなんですから。

(松井委員)

いや、これも条例で設置された協議会なんですよ。だから協議会として。

いや、ですから別に木下委員がこれに反対やったら反対の意思でいいじゃないですか。協議会として意思を出したいという人もいてるわけですから。そういうことじゃないですか。

(浅田会長)

ちょっと待ってください。

大橋委員。

(大橋委員)

今、木下委員から非常に失礼やと、ばかにしてるんかというお言葉ありました。私はそうは思ってません。それは私が動議を出させていただいた。あと委ねてるわけです、会長に。どうお扱いいただけるのか。だからばかにもしてませんし、何にもしてません。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

それやったら僕も言わせてもらうわ。次、区割り案が示される日程も決まってない状況のこのタイミングで何で出されんですか。ちゃんと会長の指示に基づいて、次の今協議会において区割り案も示していただいて、そのタイミングで出されるのが筋と違いますか。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

さっきも申し上げました。8月29日にそれぞれの皆様方のお力添えをいただきまして、多分、皆さんも賛成してほしいという意向を示していただいたと思うんですけど。

それで、法案が通りました。法案が通ったということは、当該いわゆるリクエストしていた我々が、それにお答えする用意をしておかなければならない。これは当たり前の話ですやん。だから動議を申し上げた。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

今やらなきゃだめなんですか。それとも次の区割り案が示されて、議論が熟してからでもええんと違いますか。何で会長が次の回には区割り案を示しますと、きちっと議事録に残ってるんですよ。

それを無視した形でそれを推し進められようとするから、おかしいんじゃないですかと。会長のいわゆる議事進行に対して非常に失礼と違いますか、その動議はということを私は申し上げてるんです。

(浅田会長)

木下委員に申し上げます。その点に関しましては、花谷委員から先ほど御提案がありました。

1点目が、次回の当協議会の日程を決める。

それから、2点目は、動議に対しての意見開陳をさせてほしい。

この2点。その2点を前提として、この動議の扱いをここで決めるということでした。私は、だから失礼も...

(木下委員)

だからそれは後づけの話ですやん。後づけの話で。

(浅田会長)

後づけでも先づけでも何でもない。

(木下委員)

最初に動議を出される段階で、結局、区割り案の示していただける協議会の日程も決まってない状況というのが、あらかじめこういうシナリオの中で進んでたんと違いますかと、僕、冒頭言いましたやん。

(浅田会長)

いや、僕ね。



(木下委員)

白紙ですとおっしゃったよ。

(浅田会長)

白紙です。

ほんで、あのね、あと。

(木下委員)

ほんで、このペーパーまで配ってくれというて指示するのもおかしいよ。

(大橋委員)

それは私のリクエストですよ。

(浅田会長)

ちょっと待ってね。さっき柳本委員の方からも御発言ありましたけども、財政調整に関して市長、知事側はシミュレーション出しておられます。

あくまでシミュレーションであって、これは国と協議する必要がありますし、そういうステージに持っていかないことにはリアリティが全然出てこない。だから先ほど御発言いただいたときに、やっぱりこれは国との協議をしながら、この協議会置いて、法定協議会の方にですね、それを作らないことには国と協議の場がないわけですから、国と協議の場を作りつつ、これを続けていくというふうな進め方がいいのかなというふうに僕は思っていました。だから大橋委員からの動議の提案を受けて、花谷委員からその前提条件2つつけられましたので、それを了解して、動議についての扱いを決めるということに私はさせていただきますかと思っております。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

今の私の意図するところとほぼ似通った会長のお言葉でした。

今どうやこうやというようなことではなしに、もうそろそろ採決をしていただけたらというふうに思いますので、お願いいたします。

(浅田会長)

それでは、花谷委員、次の日程を決めるというのと、それから自民さんの意見を述べたいというふうにおっしゃってましたんで、今ちょっとすぐ用意できますか。

(花谷委員)

できます。うちはね。

(浅田会長)

それで、ほかの会派の方々はどうですか。

(中村委員)

だから我々はこんなもん出てくるとは思ってませんからね。

(浅田会長)

はい。そういうあれで結構ですので、各会派に意見開陳をされるかどうかをお聞きして、希望される会派から自民さん以外に意見表明いただいた上で採決してはどうかと思います。

(松井委員)

議事進行。

(浅田会長)

準備される時間が御入り用でしたら5分、10分はとってもいいと思うんですが。

いいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、日程はこの後でよろしいですか。意見開陳だけ先されますか。

(花谷委員)

大体めどでも、何月中とか決めていただいて、枠をね、ここからこの間にやりますよっという。

(浅田会長)

そしたら、ちょっと事務局で調整させるということでもよろしいですか。次回の。

橋下委員。

(橋下委員)

次、区割り案ということですから、これは今こちらで色々区長を通じて作業をやってますけれども、1カ月内とかにすぐできるっていうものではありませんのでね、2カ月ぐらいで。

(木下委員)

ちょっと待ってください。それやったらちょっと、それやったら物言わせてもらうわ。

あのね、第1回のね、最初的时候に、橋下委員から公募区長が誕生した瞬間から区割り案の議論をしてもらいますから、途中経過、途中経過、必ず出していきます。財政調整の話とか、そういう規模論になってくると、30万とか40万とか、そういうので見えてきますから、この10回か何かの回が終わってから出しますというのでは失礼きわまりないですね。公募区長が誕生して、それはその都度、その都度、途中経過のものを出していきますので、それは同時並行でちょっと議論をさせてもらいたいんですけどもね。

1個も報告あらへん、1カ月以上たつのに。公募区長が着任して。これどういうことで

すか。ほんなら。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

いや、それは報告って、またいつもの議会の聞いてないという、そういう言い分はやめてもらって、これから区長が一生懸命、区長もほかの仕事いっぱいあるんですから、もうちょっと見てくださいよ。だから2カ月ぐらいちょっとこれから資料を用意して、今色々議論をしてもらいながらですね、たたき台とかそういうものは11月中ぐらいには何とか用意しますので、ちょっと11月中というあたりでスケジュールをお願いしたいんですけど。

(木下委員)

それやおかしいやん。結局、区割り案は11月まで待ってくれ、だけど法定協議会は今やってくれ、何か矛盾してませんか。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

採決の要請をいたしました。

討論される方々はお時間をどうぞとおっしゃられた中で、要らないということでしたので、議事進行願います。

(浅田会長)

花谷委員、いいんですか。

(花谷委員)

いや、うちは要ると言うてますよ。

意見を言う前に日にちを決めんでいいですかというから、決めてくださいと言うているわけですよ。

(浅田会長)

それでは、11月ということで調整をさせていただきます。

(花谷委員)

10月、10月でどうでしょう。

(松井委員)

会長、日程についてはもう会長にご一任をします。これはそれぞれ皆さんもよくわかってるように、これ議会始まりますし、その調整は事務方も入れて調整しないと、市長も僕もいろんな様々な公の日程あります。それも含めて、会長一任でやるということが決まればいいじゃないですか。何でいつやないとあかん、ここやないとあかんと。

法定協議会で議論もしましょうと、木下委員、言ってるんですよ。何で法定協議会そんな嫌がるんですか。おかしいでしょ。

ですから、まずは。

(浅田会長)

ちょっと待ってください。不規則発言です。

花谷委員、それでは自民さんだけ意見開陳の、資料で。

そしたら、順次お願いします。私から指名させていただきます。

自民、花谷委員。

(花谷委員)

それでは、採決に移るということですので、我が会派の意見と態度を表明させていただきたいと思います。

我が会派は、大阪都構想のように、大阪市を解体するほど根本的な制度見直しについては、なぜその必要があるのか、府民・市民に丁寧に説明し、正しく理解していただくことが大事だと考えています。

この観点から、これまで知事、市長案を真摯に受けとめ、十分吟味した上で、大阪都構想の根幹にかかわる極めて重要な問題点を指摘し、質問を投げかけてまいりました。

その結果、大阪都構想の必要性に関する説明に明らかなズレが生じてきていることがわかりました。

例えば、知事、市長は選挙を通じ、大阪都構想の肝の考え方として、大阪経済の低迷は府市2つの存在に起因しており、府市の制度を変えることが大阪経済を再生させるという主張をされました。

しかしながら、第4回協議会で、大阪経済の低迷は府市の関係が要因でないことを自ら認め、大阪都になれば大阪経済がよくなるという主張も自ら否定されました。

また、選挙を通じて主張されたマイナススパイラル、すなわち産業等の集積の低下、経済の低迷、財政の悪化、この3つの悪循環によって有効な対策が打てなかったことについても否定されました。

知事、市長のお答えから明らかになったことは、経済低迷の要因は有効な対策が打てなかったことであり、有効な対策を打つ上での問題はマイナススパイラルではなく、府市トータル視点の不十分だったことだと主張されています。まさに大阪都構想の必要性の根拠は崩れてきているということです。

多くの府民・市民の方が大阪都が実現すれば大阪経済が低迷から脱すると理解され、大きな期待をされています。ダブル選の民意とよく言われますが、間違った説明により誤解を与え、ミスリードされた民意だと言わざるを得ません。

大阪都構想の必要性の理屈が変わってきたこと自体がまず重大な問題です。

それに加え、この協議会に挑む知事、市長の姿勢も大きな問題です。

先ほど申し述べましたように、一定整理がされてきた大阪都構想の必要性の議論を更に深めるために、我が会派は第5回協議会で有効な対策は何か、大阪都にしなければできない府市トータルの視点での対策、政策は何かという質問をいたしました。これは大阪都構想の必要性を明らかにする上での大変重要な論点であります。それにもかかわらず、本日、知事、市長は自らの主張を繰り返すのみで、正面から全く答えようとはしていただけませんでした。

この協議会を設置するに当たり、松井知事は堺市長に対し、協議会で忌憚のない意見を述べていただいたらいいという趣旨の発言をされました。

ところが、実際の運営は、知事、市長と異なる意見はただ聞き置くだけという印象を強く持たざるを得ません。

大阪市を解体するという判断は軽々しくすべきものではありません。本当に大阪都構想がベストな選択なのか、府民・市民の皆さんに十分理解した上で御判断いただくため、引き続き丁寧な議論が尽くされるべきであります。

以上、申し上げました理由から、我が会派としては今の状態で次の段階に議論を進めることに賛成できないことを表明し、我が会派の意見開陳といたします。

御清聴ありがとうございました。

(浅田会長)

ちょっと待って。次の段階に議論を進めないってどういうことですか。この協議会はやりますよ。

(松井委員)

いや、法定協議会反対ですね。

(浅田会長)

それでは、小林委員。

(小林委員)

はい。どうも最初に、この会の一番矛盾を感じてるんです。

やっぱり一番初め、木下委員の方から新聞報道がという議論から始まって、最後はっきり申し上げて、自民さんの方ではしっかりとした文書の意見開陳まで。私、だから今、自分の急遽しゃべってるんで、今、府議会の中村委員との意見疎通、コンセンサスも得てませんし、もっと言うならば、私の会派との意見コンセンサスも得てないんで、はっきりと会派を代表しての今の意見表明というのはちょっと若干抑えていただくという前提で、個人的な思いつきもあるんで、そういう感じのになるんですよね。

まず最初に、やっぱり今日出されてきた大橋委員からの中の、十分な議論を重ねてきたというのについては、やっぱり異論があります。それはなぜかということ、毎回同じようなところで結局、入り口の議論がされてるという感が否めません。そっから一步進んだとい

う意見と、いやいや、まだ入り口やという意見が、はっきり言うて、こういう状況を議論しながら、今日はもう既に財政調整制度の話までされたということで、正直申し上げて、私、この会、参加させていただきながら、本当に具体的にどういうふうに転んでいってるこの会議の中身というのはわかりにくいのが1つです。そう考えると、十分な議論の今後の方向性のあり方というのをしっかりと、この協議会で方向性をつくるべきじゃないかと。これが橋下市長は先ほどそやけども法定協議会の設置を、これ法定協議会の設置というのは確かに法律がつけられました。これはやっぱり府議会もしくは市会の中でしっかりと議論をして出すというのは、もう皆さん御存じだと思います。

ですから、僕は最初申し上げたように、ここでね、なじまないんじゃないかというのが正直な気持ちなんです。ましてやこれから区割りを持ってくる。同時並行でそしたら法定協議会が両輪のごとく1つの方向には向いてないわけですよ。何でもかと言うたら、この協議会は大都市にふさわしいことを議論するわけですから、そのふさわしいあり方が広域やという御意見もあれば、大阪都やという御意見もあれば、都市内分権やという意見もあるわけですからね。どこかで僕、申し上げたように、やっぱりこれも1つの整理をすべきこの協議会はあると思います。そのためには、今、拙速に法定協議会をここで議論するんじゃないし、しっかりと次の会も決めてもらえるということですからね、やっぱりこの場の一定の総括じゃないですが、方向性をしっかりと決めた上で、やっぱり法定協議会があるべきやと、これは個人的です、思ってます。

それと、もう1つ、これはもう完全なる意見で軽く聞き取ってもらうんですけど、もともと大阪都構想の出てきたんが二重行政の廃止とか、大阪経済の低迷やとかというふうな意見が出てきたと思うんですよ。

先だって橋下市長があるところで、集会のところで御発言をされてるときに、阪神淡路大震災が起こったと、今回あれで東京は本当は危なかったんですよ。実はそれは表には出てないんですけど、非常に危険やったと。だからこそ大阪はバックアップが必要やと。これがまさしく大阪都がバックアップされる、これが大阪都構想なんですとおっしゃったときがあるんですよ。僕、そのとき思ったんはね、確かにその御意見は普通に聞いてたら大事やし、前から大阪は副都心的にという御意見もありました。

けど、これがいつ大阪都構想のまさしくこれがというふうになったんかという疑問、思ったわけですよ。ということは、つまり大阪都構想もスタートのところから変遷してきている。同時に、正直申し上げて、後づけでこれはというふうなこともあるんじゃないかというふうに思うわけでもあります。

ですから、僕は基本的に、これもう1回しつこく個人的な意見ということを行いますけども、結局、法定協議会の設置というのはもう否めない事実として進んでいくでしょう。

けども、しっかりとこの条例設置の協議会についてはしっかりとした議論を本当に十分進めた上でね、やっぱり片一方での法定協議会のあり方というのが大事やというふうに私は個人的には思います。

(浅田会長)

山中委員。

(小林委員)

ちょっと済みません、会長、一言補足だけあるんで構いませんか。

(浅田会長)

どうぞ。

(小林委員)

済みません。いや、補足やから先に。

(中村委員)

いや、済みません、ちょっと補足ということになりますけれども、私たちは大橋委員が出されたですね、3つ目かな、3つ目の最後のところで、木下委員もおっしゃいましたけれども、どういう制度を目指すべきかについては十分な議論を重ねてきたと、こう書いてあるんですけれども、先ほども申し上げたように、我々の考え方もお示しをさせていただくと、こういうことも残っておってですね、決してまだまだ十分ではないと思っておりますし、更にこの早期に同法に基づく、ここの考え方はね、それぞれありますから、4つ目は別として、問題は一番最後のぼつのところで、目指すべき新たな大都市制度の枠組みについては下記のとおりとしということで、この枠に囲んで4つがあるんですよ。

この4つを、今後その枠組みを前提とした考え方でやっていくことについて、これをこの条例で設定された当協議会の方針として確認するとここに書かれてあるわけですから、それは何も確認したわけではありませんので、これは大きな問題じゃないですかということだけはちょっとつけ足したいと思います。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

時間があれですので、長々申し上げませんけれども、もともと私どもはこの協議会設置そのものも大阪市会に諮られたときには反対をいたしました。

けれども、本当に歴史の中で培われてきた都市の形をどうしていくのかであるとか、それによって市民の暮らしがどうなるかという、非常に重要な問題だから、やはり議論が行われる以上は議論に参加をして、市民、府民の皆さんにも見ていただきながら議論をしていかないといけないかなという思いで参加をしました。

そして、第1回の時の、いろんなもちろんどうあるべきかっていう思いはそれぞれだったとしても、一定、時間がどこまでかかるかわからないけれども十分議論をしようという、そういうスタートは一緒だったと思うんです。それがここへ来て突然こんなに慌てさせられる。

先ほどからその理由が1点なんですよね。8月29日に国で法律が通ったと。いいじゃないませんかと私は思います。国で法律が通ろうが、大阪のことは大阪が決めるって言ってるわけだから、もちろんそれは市長が運動して通った法律かもしれませんが、しかし私た

ちは大阪にふさわしいあり方は特別区ではないのではないかと考えていますから、大阪のことは大阪が決めるという立場でなぜ悪いのかということをお願いしたいと思います。

いずれにしても、この動議が採択をされるということは、もう特別区設置ありき、そういう都市の形を目指すんだよということを我々にも認めよと言われてることであって、そんな協議会が条例協議会から法定協議会に変わるだけとか、そんなものでは全然ないわけで、我々はもうそんなことにはもう絶対賛成するわけにはいかない、反対であるということをお願いしておきます。

(浅田会長)

清水委員。

(清水委員)

各会派からの意見開陳ということでございますので、公明党として発言をさせていただきます。

前回の協議会におきまして、私たち公明党としての考え方を示させていただきました。その一端を再度確認させていただきますと、現行の政令市制度を見直して、府市双方が担っていく広域機能を一元化することが必要である。大阪市についても自治機能の強化の観点から、抜本的に見直し、現行制度にとらわれず、あるべき姿を追求することにより大阪全体を再構築すべきというふうに資料として提出させていただきました。

今回のこの協議会のこれまでの議論を見ておきますと、先ほど小林委員おっしゃったように、方向性が一致できるように努力しようという思いを持っていらっしゃるのかもしれませんが、議論の進め方を見ておきますと、もう当初から大阪都構想を進める、大阪都構想には反対するという、こうした形での議論が続いてるのではないかなという、私は感想を持っております。

そういう意味では、今後この議論を深めていく、進めていくためには一定の前提を置いた上で、方向性を決めた上での議論をする必要があると。

その上で、先ほど申し上げました私の公明党としての考えをもとに判断していきますと、今回出されました動議については、基本的な考えは私は一致してるものと思って賛意を表します。

以上です。

(浅田会長)

これで終わりですね。

それでは、意見開陳は終結いたしました。

動議に賛成の方は御起立願います。

(賛成委員起立)

(浅田会長)

起立多数であります。



よって、目指すべき新たな大都市制度の枠組みとしては、1番、広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確にして、大阪府と大阪市、それぞれが担っている広域機能を一元化する。

2番目、自治機能の充実の観点から、まず大阪市を特別区に再編し、基礎自治体として公選区長、公選区議会を設けるとともに、更に周辺自治体にも移行を促す。

3番目、府内市町村について、分権時代にふさわしい基礎自治体としての役割を十分果たせるよう、市町村間の広域連携、更に、これを進めて自主的な合併などにより規模・体制の充実を図る。

4番目、最終的には地域主権型道州制としての関西州を目指す。

という動議を当協議会として採択させていただきます。

それでは、本日の協議会はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。